

第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

平成28年3月

神戸市

第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画目次

I. はじめに

- 1. 計画の趣旨及び位置づけ …… 1
- 2. 第3次計画の策定 …… 1
- 3. 目標年次 …… 1

II. 人権を巡る状況について

- 1. 人権の歴史的背景と今日的課題
 - (1) 世界人権宣言 …… 2
 - (2) 日本国内の取り組み …… 2
 - (3) 日本の現状と課題 …… 3
- 2. 神戸市民の人権意識について（市民福祉に関する行動・意識調査）
 - (1) 調査の方法 …… 4
 - (2) 調査結果の概要 …… 5
- 3. 第2次計画での取り組みの評価・検証 …… 9
 - (1) 人権一般に関する事項 ……11
 - (2) 個別の人権課題 ……12

III. 神戸市のこれからの取り組み

- 1. 基本的な考え方―「ともに築く人間尊重のまち」をめざして― ……13
 - (1) 取り組みの視点 ……14
 - (2) 方策 ……15
 - (3) 協働の指標と目標値の設定 ……16
- 2. 人権教育・啓発
 - (1) 人権教育・啓発の基本的あり方 ……18
 - (2) 人権一般の普遍的視点からの取り組み ……19

3. 人権救済のための相談制度	……28
4. 地域での人権の尊重されるまちづくりへの取り組み	……30
5. 総合的かつ効果的な推進	
(1) 推進体制	……32
(2) 第3次計画の検証と見直し	……32
6. 具体的な人権課題への取り組み	……33
(1) 女性	……34
(2) 子ども	……36
(3) 高齢者	……38
(4) 障がい者	……40
(5) 同和問題	……42
(6) 外国人	……43
(7) 感染症患者・元患者、難病患者等	……45
(8) 犯罪被害者等	……47
(9) インターネット等による人権侵害	……49
(10) 性的マイノリティ	……52
(11) 社会・経済情勢の変化に伴って生じている課題	……54
(12) さまざまな人権課題	……57

[参考資料]

・神戸市人権教育・啓発に関する基本計画有識者検討会 委員名簿	……59
・神戸市人権教育・啓発に関する基本計画有識者検討会 審議経過	……60

「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体名などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がい者や関係者の中でも意見が分かれています。

国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記の在り方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」とされており、「障がい」もまた一般的ではないため、本計画においても、試行的に表記します。

I はじめに

1. 計画の趣旨及び位置づけ

神戸市は、市の最高理念である「新・神戸市基本構想」の中で、「ともに築く人間尊重のまち」を2025年に向けた都市像の一つとしてかかげています。

「第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」(以下、「第3次計画」という。)は、「ともに築く人間尊重のまち」を実行するための部門別計画(各施策の分野ごとの計画)として「第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」を継承し、神戸市の人権教育・啓発のあり方を定めるものです。

2. 第3次計画の策定

「第2次人権教育・啓発に関する基本計画(平成23年3月)」(以下、「第2次計画」という。)が目標年次としていた平成27年度を迎え、その成果と課題を検証し、時代に即した新たな神戸市人権教育・啓発に関する基本計画を作成するため、学識経験者等で構成される「神戸市人権教育・啓発に関する基本計画有識者検討会」を開催いたしました。そこでの検討を踏まえ、平成28年3月にこの第3次計画を策定しました。

この計画では、「神戸市人権教育・啓発懇話会」提言(平成15年3月)を、基本方針として引き続き尊重し、「“こうべ”の市民福祉総合計画」など各部門別計画等での人権教育・啓発等、人権尊重に関する基本的な考え方や方向性を横断的に取り入れ、連携と補完を図っています。

具体的な人権課題への取り組みにあたっては、第3次計画を踏まえながら、各人権課題所管部局がそれぞれ実施するものとします。

3. 目標年次

平成32年度とします。

II. 人権を巡る状況について

1. 人権の歴史的背景と今日的課題

現代の民主的な市民社会における人権は、個人の人格の尊厳に基づき、人間であることに根ざして当然に認められる人間固有の権利、すなわち各人が人間的な生存と身体的及び精神的な自由を確保し、それぞれの幸福を追求するために、すべての人に等しく保障される権利です。このすべての人権の尊重こそが、日本国憲法及び人権関係の国際条約等の原則とされています。

(1) 世界人権宣言

このような人権という考え方が芽生えたのはそれほど昔のことではありません。1789年、自由を求める民衆が専制政治を倒すフランス革命がおこり「フランス人権宣言」が生まれました。ここで宣言された人権は、国家によるさまざまな制限から個人を解放する「自由権」が中心で、その後国家が積極的に個人に対して保障する権利として「社会権」が主張されるようになりました。

20世紀に起こった世界大戦、特に第二次世界大戦では大量虐殺などの大きな人権侵害が起きました。その経験から国際社会は人権の保障が世界平和の基礎であるという認識にたち、昭和23年(1948年)12月10日国連は、第3回総会(パリ)で、すべての人と国が守るべき基準として世界人権宣言を採択しました。

「世界人権宣言」は、基本的人権の原則を定め、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。世界人権宣言を契機として人権はあらゆる人々に普遍的に存在しているという考え方が広がりました。

昭和41年(1966年)の国連総会で、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため「社会権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約。A規約)」及び「自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約。B規約)」が全会一致で採択されました。この二つの規約は、もっとも基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際基準になっています。

その他、人権に関する条約として、昭和44年(1969年)には人種差別撤廃条約、昭和56年(1981年)には女性差別撤廃条約、平成2年(1990年)には児童の権利条約、平成20年(2008年)には障害者権利条約等が発効しています。

(2) 日本国内の取り組み

日本では、昭和22年5月3日に「日本国憲法」が施行され、この憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、人権に関するさまざまな施策が講じられてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和 40 年同和対策審議会が、その解決は「国の責務」であり、「国民的課題」であるとする答申を提出し、国は同和問題解決のため、特別措置法を制定してさまざまな施策を進めてきました。

平成 12 年には、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発の理念、国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

国際条約に関しては昭和 54 年に、前記の国連 A 規約及び B 規約を批准したのを始め、女性差別撤廃条約、児童の権利条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約が順次国内で効力を生じ、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等と目的とした法律が整備されるなど、個別の人権課題ごとの法整備も進んでいます。

(3) 日本の現状と課題

さまざまな取り組みにもかかわらず、人権尊重の理念の正しい理解や行動が充分定着しているとは言えません。

児童虐待は毎年増え続け、学校でのいじめ、障がい者や高齢者に対する虐待も問題になっています。特定の人達への憎悪をあおる発言や性的指向や性別認識に基づく差別など、国連の人権に関する専門委員会から懸念が表明されている事項もあります。

「障害者差別解消法」で導入された、「合理的配慮^{*1}」や「児童の権利条約」にみられるように、これまで権利保障の対象とみられていた人々の意思表示を尊重する動きも始まっています。

また、人権はもともと国家と個人の問題としてとらえられていましたが、近年では企業等の組織が社会に対して大きな影響を与える集団となっていることを踏まえ、組織についても国家と同様にさまざまな人々の人権に配慮し、尊重する責務があるとする考え方が広まってきています。ここでいう組織には、企業、自治体、学校、病院、自治会、NPOなどが含まれます。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためにも、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ人権教育・啓発のより積極的な取り組みが求められています。

(用語説明)

- * 1 合理的配慮 「障害者差別解消法」にある考え方で、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わない事で、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

2. 神戸市民の人権意識について（市民福祉に関する行動・意識調査）

人権に関する市民の意識や人権侵害の状況等を把握するため、平成 27 年 3 月の「市民福祉に関する行動・意識調査」（以下「平成 26 年度調査」という。）において、今回も人権に関する設問を設け以下のとおり調査を実施しました。

（1）調査の方法

神戸市在住の 20 歳以上の方から、5,000 人を無作為抽出し、郵送による調査を実施しました。有効回答率は、40.5%でした。

（参考）

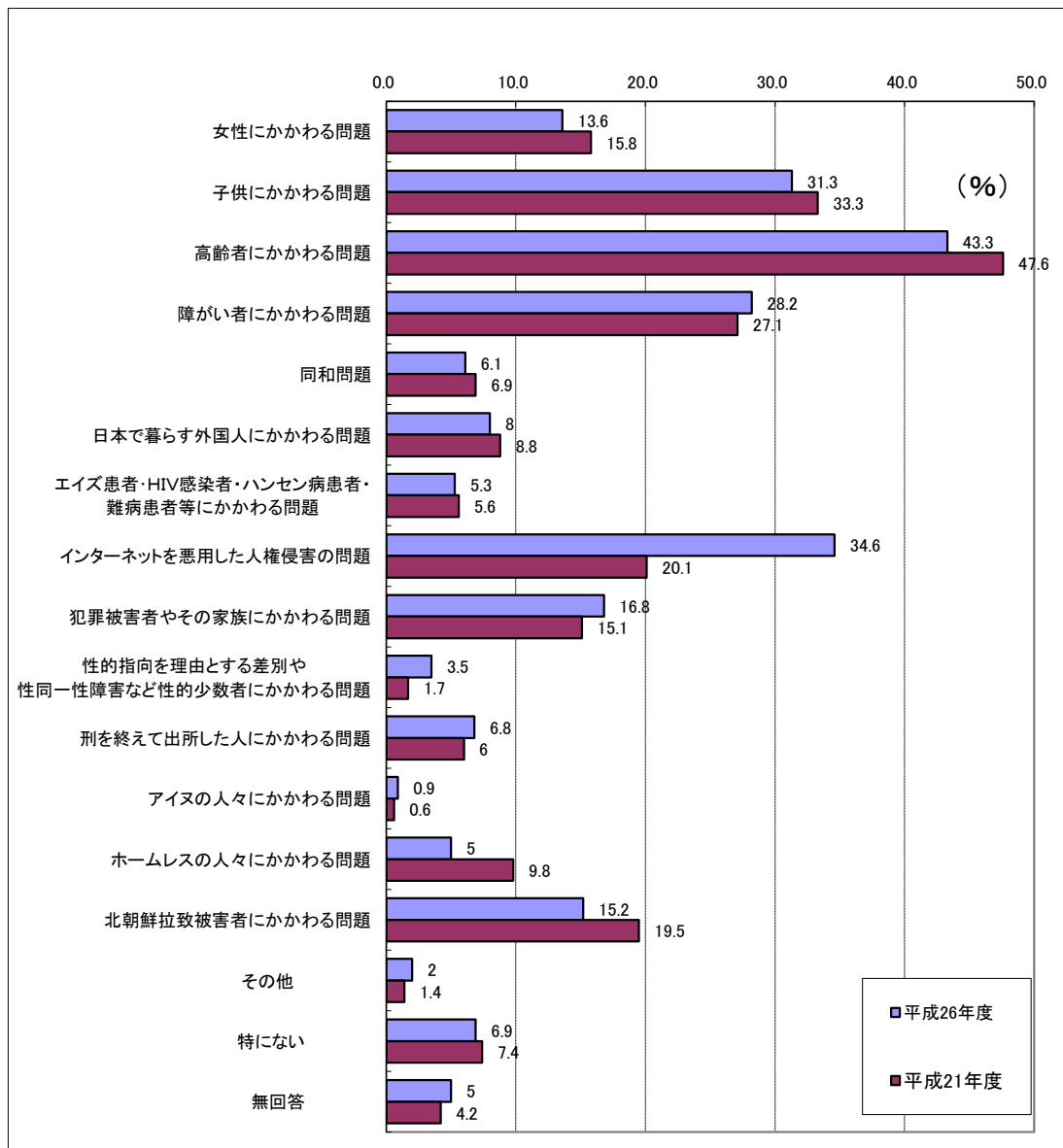
なお、次ページ以降の、（2）調査結果の概要では、経年比較するため、平成 21 年度に実施した「市民福祉に関する意識調査」（以下「平成 21 年度調査」という）及び、平成 17 年度に実施した「神戸市民の人権問題に関する意識調査」（以下「平成 17 年度調査」という）の数値を参考に掲載しています。

平成 21 年度調査は、神戸市在住の 20 歳以上の方から、10,000 人を無作為抽出し、郵送により実施しました。有効回答率は、42.9%でした。

平成 17 年度調査は、神戸市在住の 20 歳以上の方から、4,207 人を系統抽出法によって抽出し、郵送により実施しました。有効回答率は、38.9%でした。

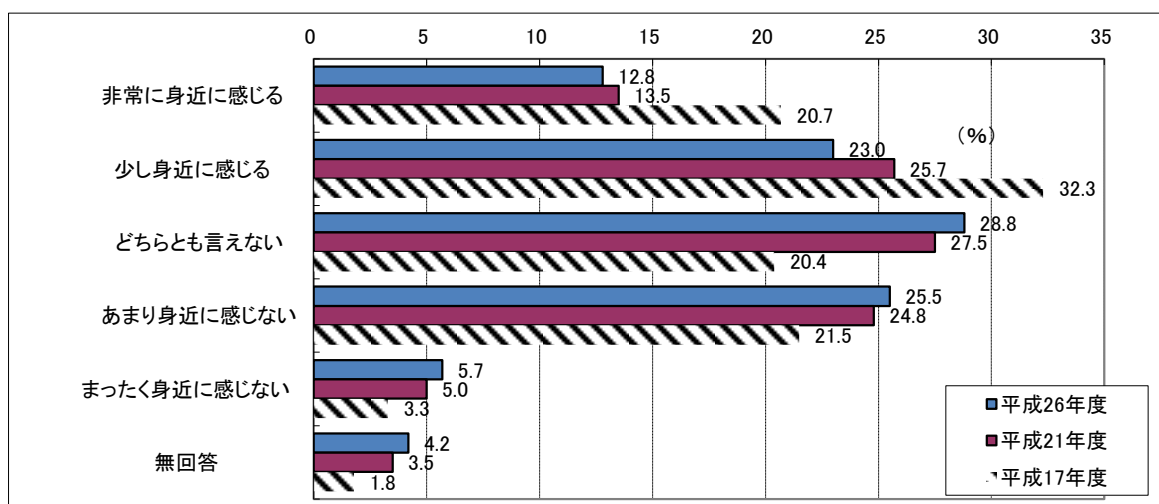
(2) 調査結果の概要

ア 関心がある人権問題（3つまで）（図1）



人権にかかわるさまざまな問題のうち特に関心を持っているものに関する設問では、国が社会的な関心が高いことなどから主な人権課題としているものを参考に、16項目としています。平成26年度調査では、「高齢者にかかわる問題」が43.3%と最も関心が高く、次いで「インターネットを悪用した人権侵害の問題」（34.6%）「子どもにかかわる問題」（31.3%）「障がい者にかかわる問題」（28.2%）と続いており、「インターネットを悪用した人権侵害の問題」が、平成21年度調査に比べて大幅に増加しています。

イ 「人権」に対する感じ方 (図2)

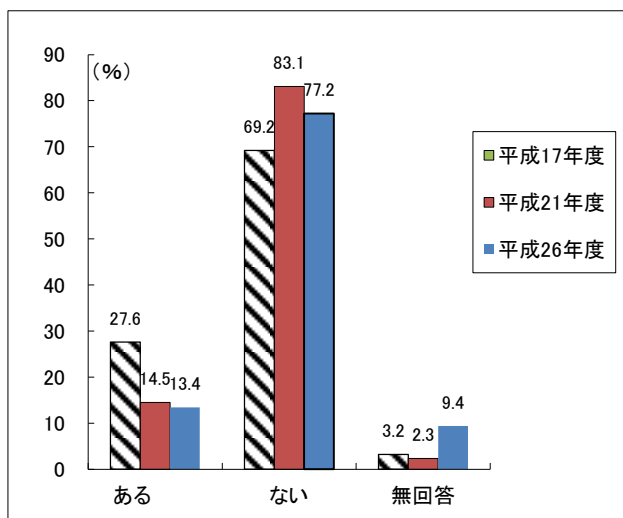


「人権」について、どの程度身近な問題に感じるかという設問では、「どちらとも言えない」という回答が28.8%と最も多く、「あまり身近に感じない」が25.5%、「少し身近に感じる」が23.0%、となっています。

平成21年度調査と比べると、身近に感じると回答した人（「非常に身近に感じる」「少し身近に感じる」の合計）が、39.2%から35.8%に減少し、「身近に感じない」と回答した人（「あまり身近に感じない」「まったく身近に感じない」の合計）が、29.8%から31.2%に増加しています。

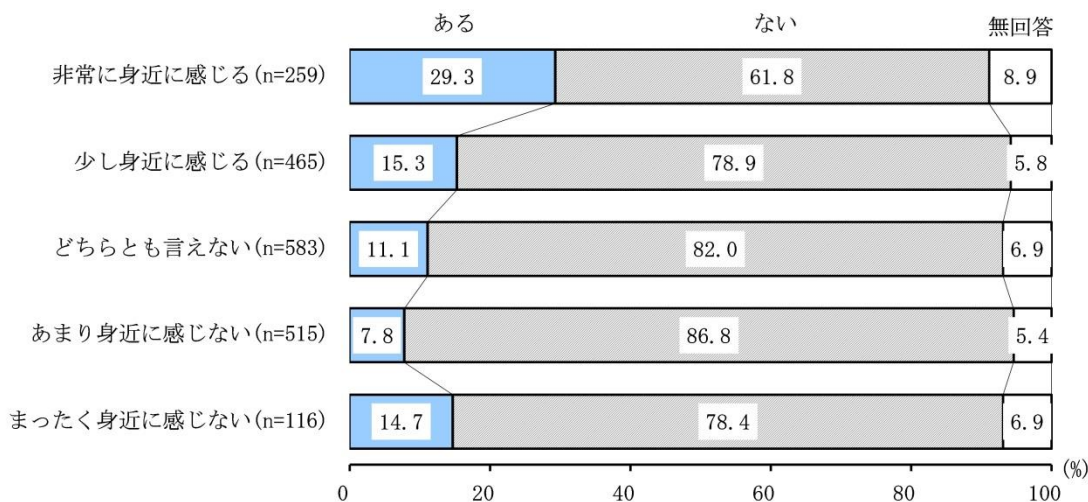
過去3回の調査で、人権を身近に感じる割合が減少する一方、人権を身近に感じない割合が増加する傾向がうかがえます。

ウ 人権侵害を受けたことの有無 (図3)



自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかという設問では、「ある」と回答した人は13.4%、「ない」と回答した人は77.2%です。前回調査に比べて「ある」と回答した人が1.1%減少し、「ない」と回答した人が5.9%減少しています。一方、未回答が7.1%増加しています。

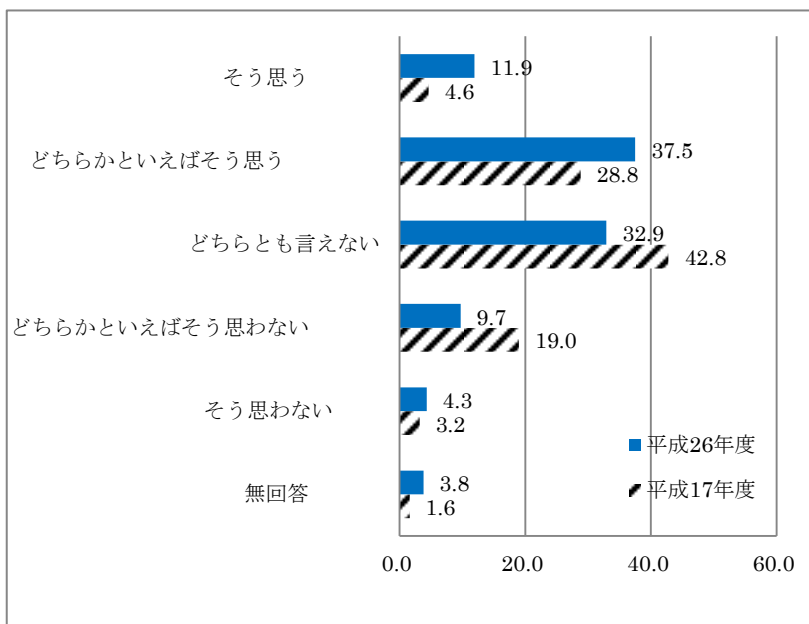
エ 「人権」に対する感じ方と人権侵害を受けたことの有無 (図4)



「人権」に対する感じ方と人権を侵害されたことの有無の関係をみると、人権を身近に感じている人ほど、人権侵害を受けたことがある割合が高い傾向にあります。

「人権を身近に感じる」というのは、プラスのイメージにもマイナスのイメージにもとらえることができますが、どちらかという人権が侵害されている状況をイメージしているものと思われます。

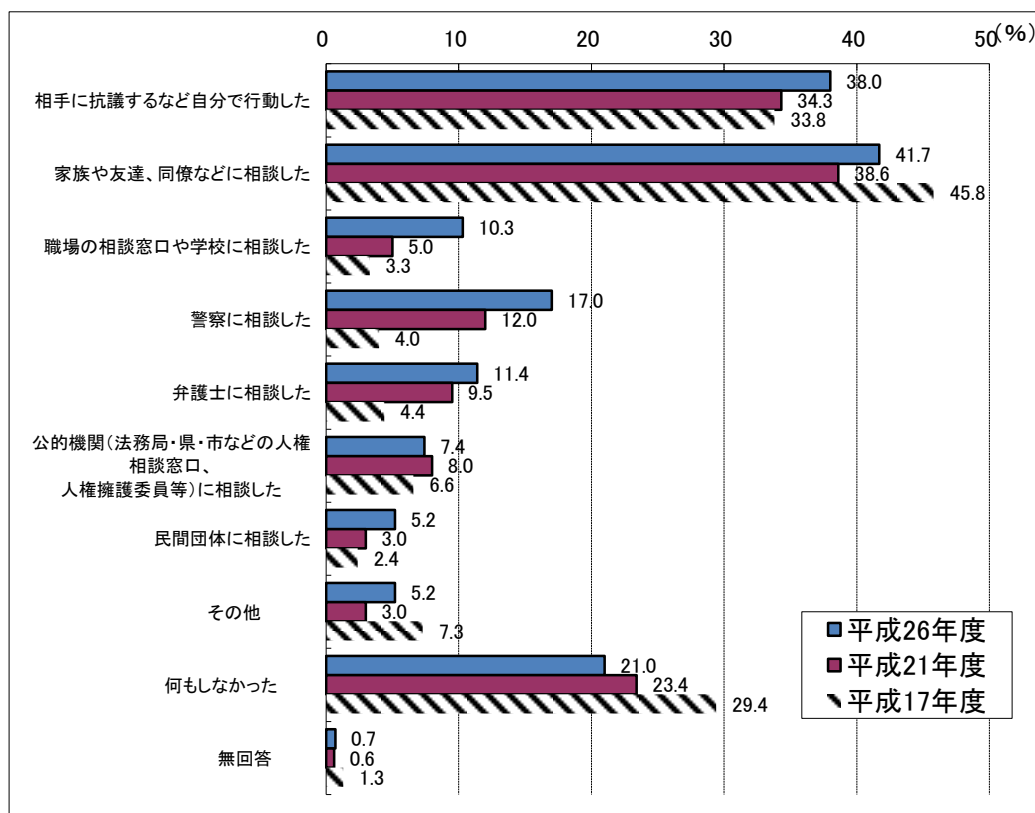
オ 人権が尊重されていると思う人の割合 (図5)



平成 26 年度調査では、「人権」について、尊重されていると思う割合は、「どちらかといえば」を含めると、49.4%とほぼ半数を占め、平成 17 年度の調査時よりも、増加しています。

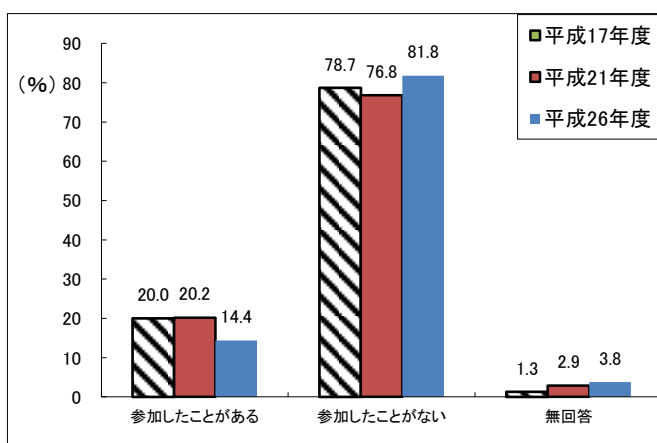
(平成 21 年度は、当該設問は設定されていませんでした。)

カ 人権侵害を受けたときの対応 (図6)



人権侵害を受けたことがあると回答した人に対し、どのような対応をしたか(回答はあてはまるものすべて)という設問では、「家族や友達、同僚などに相談した」(41.7%)、「相手に抗議するなど自分で行動した」(38.0%)、「何もしなかった」(21.0%)という回答が上位を占めています。家族等に相談した人のほか、職場や学校、警察、民間団体等に相談した人は、平成21年度調査に比べてそれぞれ増加し、何もしなかった人が減少しています。

キ 人権問題に対する理解を深める催しへの参加経験 (図7)



人権問題についての理解を深めるための催しに参加したことがあるかという設問では、14.4%の人が「参加したことがある」と回答しており、平成21年度調査よりは減少しています。

3. 第2次計画での取り組みの評価・検証

神戸市では、「神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

第2次計画では、市民・事業者・神戸市が協働して取り組む際の目標を共有するとともに、取り組みの成果を評価する際の参考とするため16項目の「協働の指標と中・長期目標値」を設定し、取り組みを進めてきました。平成27年11月現在、8項目（下表斜体分）において概ね目標値を達成、又は達成見込みですが、他の指標については、それぞれの課題が残りました。

協働の指標	現状値 (計画策定時)	中・長期目標値	達成状況 (直近値)
[人権教育・啓発]			
人権教育推進の年間計画が概ね達成できたと評価する学校園の割合	—	280 校園／311 校園 =90.0% (平成 27 年度)	「達成できた」「概ね達成できた」の評価が 291 校園／310 校園=93.9% (平成 26 年度)
公民館等社会教育施設における人権啓発推進事業、ボランティア養成講座への参加者数	2,800 人 (平成 21 年度)	3,000 人 (平成 27 年度)	3269 人 (平成 26 年度)
日常生活の中で自分や周囲の人の人権が尊重されていると思う市民の割合	— (参考) 33.4% (平成 17 年度)	50.0% (平成 27 年度)	49.4% (平成 26 年度)
さまざまな人権問題について理解を深めるために開催されている講演会や学習会等に参加したことのある市民の割合	20.2% (平成 21 年度)	25.0% (平成 27 年度)	14.4% (平成 26 年度)
[女性]			
女性の政策・方針決定への参画の推進 (市審議会における女性委員の参画状況)	33.0% (平成 21 年度)	35.0% (平成 27 年度)	31.6% (平成 26 年度)
女性に対するあらゆる暴力の根絶 (市立中学・市立高校におけるデートDV予防啓発事業実施校数)	5 校 (平成 22 年度)	全校 (累計) (平成 27 年度)	33 校 (累計) (平成 26 年度)

協働の指標	現状値 (計画策定時)	中・長期目標値	達成状況 (直近値)
[子ども]			
地域での子育て支援 (拠点児童館の設置)	—	13 か所 (平成 28 年度)	7 か所 (平成 26 年度)
家の人と話をよくする割合	父親と 母親と 小5 68.7% 91.1% 中2 54.3% 84.6% 17歳 55.6% 86.4% (平成 21 年度)	父親と 母親と 小5 75.0% 95.0% 中2 60.0% 90.0% 17歳 60.0% 90.0% (平成 27 年度)	父親と 母親と 小5 72.1% 92.2% 中2 55.5% 85.5% 17歳 56.3% 89.0% (平成 26 年度)
[高齢者]			
地域見守りシステムの充実	見守り推進員による 地域見守り活動 (平成 22 年度)	新たな担い手を発掘・ 育成する仕組みの構築 (平成 27 年度)	見守り推進員による地域見守り活動 協力事業者との高齢者見守り事業の拡充 高齢者見守りのキャラクターを公募し、キャラクターを活用した広報・啓発活動の実施
ちょっとボランティア運動の推進	モデル実施 (平成 22 年度)	地域の実情に応じて拡充 (平成 27 年度)	市内 4 地域で実施 (平成 26 年度)
[障がい者]			
「障がいを原因として、身体的、精神的、または財産面での被害」を受けたことがある人の割合	身体障がい者 24.0% 知的障がい者 25.3% 精神通院医療受給者 39.4% (平成 22 年 3 月)	身体障がい者 20.0%以下 知的障がい者 20.0%以下 ”精神通院医療受給者 35.0%以下” (平成 27 年 3 月)	「障がいを原因とした差別や偏見を受けた人の割合」について調査 身体障がい者 30.7% 知的障がい者 51.6% 精神通院医療受給者 36.6% (平成 27 年 3 月)
入所施設からの地域移行者数	入所施設 22 人 (平成 17 年 10 月～21 年 3 月までの年平均)	入所施設 30 人 (平成 27 年度)	入所施設 48 人 (平成 26 年度)
ガイドヘルプ実利用人数	2,248 人/月 (平成 22 年 4 月)	3,000 人/月 (平成 28 年 3 月)	移動支援 2,509 人/月 ※同行援護 511 人/月 (平成 27 年 3 月)

協働の指標	現状値 (計画策定時)	中・長期目標値	達成状況 (直近値)
[外国人]			
日本語教室参加者	1,400人 (平成21年度)	2,200人 (平成27年度)	2,686人 (平成26年度)
[HIV感染者、ハンセン病患者及び元患者等]			
学校園・社会福祉施設等への巡回等による感染症啓発	93.5% (平成21年度)	100% (平成27年度)	64.5% (平成26年度)
[人権救済の前提としての相談制度]			
自分の人権が侵害された場合の相談機関へ相談した割合	11.0% (平成21年度)	20.0% (平成27年度)	12.6% (平成26年度)
[地域での人権の尊重されたまちづくりへの取り組み]			
ちょっとボランティア運動の推進(再掲)	"モデル実施 (平成22年度)	地域の実情に応じて拡充 (平成27年度)	市内4地域で実施 (平成26年度)
地域組織が実施するUD視点での取り組み事業数	8事業 (平成22年度)	67事業(平成27年度) 2020ビジョンでは別指標の予定	69事業 (平成26年度)

(1) 人権一般に関する事項

[人権教育・啓発]

人権教育推進の年間計画が概ね達成できたと評価する学校園の割合は93.9%。公民館等での人権関係講演会参加者数は3,269人と、いずれも目標値を達成しました。

人権が尊重されていると思う市民の割合は49.4%であり、ほぼ目標値に達成しました。

人権問題についての講演会や学習会等に参加したことの市民の割合は14.4%と目標値を下回っていることから、工夫が必要です。

[人権救済の前提としての相談制度]

自分の人権が侵害されたときに相談機関へ相談する人の割合は12.6%(平成21年度調査は11%)となっており、若干増加したものの、目標値には達しませんでした。

[地域での人権の尊重されたまちづくり]

地域組織が実施するユニバーサルデザインの視点からの取り組み事業数は目標値を達成しましたが、引き続き、取り組みを継続していく必要があります。

(2) 個別の人権課題

- ア 女性の政策・方針決定への参画の推進(市審議会における女性委員の参画状況)では、計画策定時よりも、その割合は減少しています。今後も引き続き、市審議会によらず、多くの場面で女性の参画を推進していくことが必要です。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶(市立中学・市立高校におけるデートDV予防啓発事業実施校数)では、目標の全校実施には届きませんでした。
- イ 「地域での子育て支援」については、拠点児童館の設置は7か所にとどまっているものの、地域子育て支援センターを全区に設置したほか、大学と連携した子育て支援事業など、地域での子育て支援拠点づくりに取り組みました。
- また、家の人と話をよくする割合は、母親についてはいずれの年代においても高い割合となっていますが、父親については、「よくする」が小学5年生では約7割強を占めるのに対し、中学2年生、17歳では5割台半ばとなっています。
- ウ 障がい者生活実態調査において調査することになっていた、「障がいを原因として、身体的、精神的、または財産面での被害を受けたことがある人の割合」についての指標は、障害者差別解消法が平成25年6月に制定されたのを受けて、調査項目を「障がいを原因とした差別や偏見を受けた人の割合」に変更しました。そのため達成状況を単純に比較することはできませんが、差別や偏見を受けた人は少なくありません。
- エ 学校園・社会福祉施設等への感染症啓発では、新規施設の増加により訪問による助言指導が十分に出来ず、目標値を大きく下回る結果となりました。
- 平成27年9月より感染症訪問指導員を新たに配置し、施設巡回訪問を強化して、感染症に対する知識を伝えています。

この他の指標については、概ね目標を達成、又は達成する見込みです。第2次計画において設定したこれらの指標は、「取り組みの成果を評価する際の参考」とするための指標として、それぞれの人権課題に即して、各部門別計画や2015ビジョン等で設定された指標や市民意識調査等の項目の中から採用してきました。

しかしながら、特に個人権課題の指標については、社会情勢の変化に伴う施策や調査内容の変更等により、達成状況を把握できない指標があったほか、人権の尊重と直接つながるとは考えにくい指標もありました。

また、個人権課題については、それぞれの部門別計画の中で、効果検証され、進捗管理が行われています。これらを踏まえた上で、3次計画では、協働の指標と目標値を人権一般に関する事項について設定することとします。

Ⅲ. 神戸市のこれからの取り組み

1. 基本的な考え方

—「ともに築く人間尊重のまち」をめざして—

神戸市は、憲法の基本的人権の尊重の理念の下に、昭和 52 年「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し、市民、事業者とともに地域社会の福祉の充実に取り組んで来ました。

また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を生かし、命の大切さ、支え合うことの素晴らしさを心に留め、さまざまな施策に取り組んでいます。

人権が尊重される社会を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、互いに協力して取り組むことが大切です。

市民一人ひとりには、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解をもつとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、相互に尊重しあい、その共存を図っていくことが重要です。

事業者は、事業活動を通じて地域社会へ貢献するとともに、地域社会の一員としての社会的責任の自覚を持つことが求められています。

神戸市は、市民の信託に応え、長期的、総合的な視点から、すべての政策・施策・事務事業・その他の行政運営の基礎に人権尊重の考え方をおかなければなりません。

そして、ともに考え、ともに実践する協働の理念に基づき、異なる価値観・文化を相互に認め、理解に努め、真に豊かな生活を送ることのできる「ともに築く人間尊重のまち」をめざしていきます。

(1) 取り組みの視点

神戸市では、現代の社会情勢や解決すべき問題に対応して生まれた理念に基づいて、さまざまな施策を展開しています。人権課題に直面した際にも、その問題をどうとらえていくのか、解決の糸口をどう見つけていくのか、それを探る手がかりとして、以下の4つの視点を提示しています。これらの切り口にそって問題を考えていく事で、問題を多角的にとらえ、「人間尊重のまち」を築いていきます。

ア ユニバーサルデザイン

《ハード・ソフト両面から、誰もがくらしやすい社会をつくる》

「ユニバーサルデザイン (UD)」とは、年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな個性や違いを越えて、はじめから誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるように、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを、提供していこうとする考え方のことです。

イ ソーシャル・インクルージョン

《誰も孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する》

「ソーシャル・インクルージョン」とは、さまざまな理由により社会の諸制度や市場、社会関係から孤立し、排除された人の「社会参加する権利」を認め、包摂していこうとする考え方です。

ウ ダイバーシティの尊重

《一人ひとりのさまざまな違いを個性として認め、多様性を尊重する》

性別・身体的能力や特徴、年齢、国籍、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。すべての人が、互いにそれぞれの違いを認め、ダイバーシティ (多様性) を尊重し合うことは、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利です。

エ 協働と参画

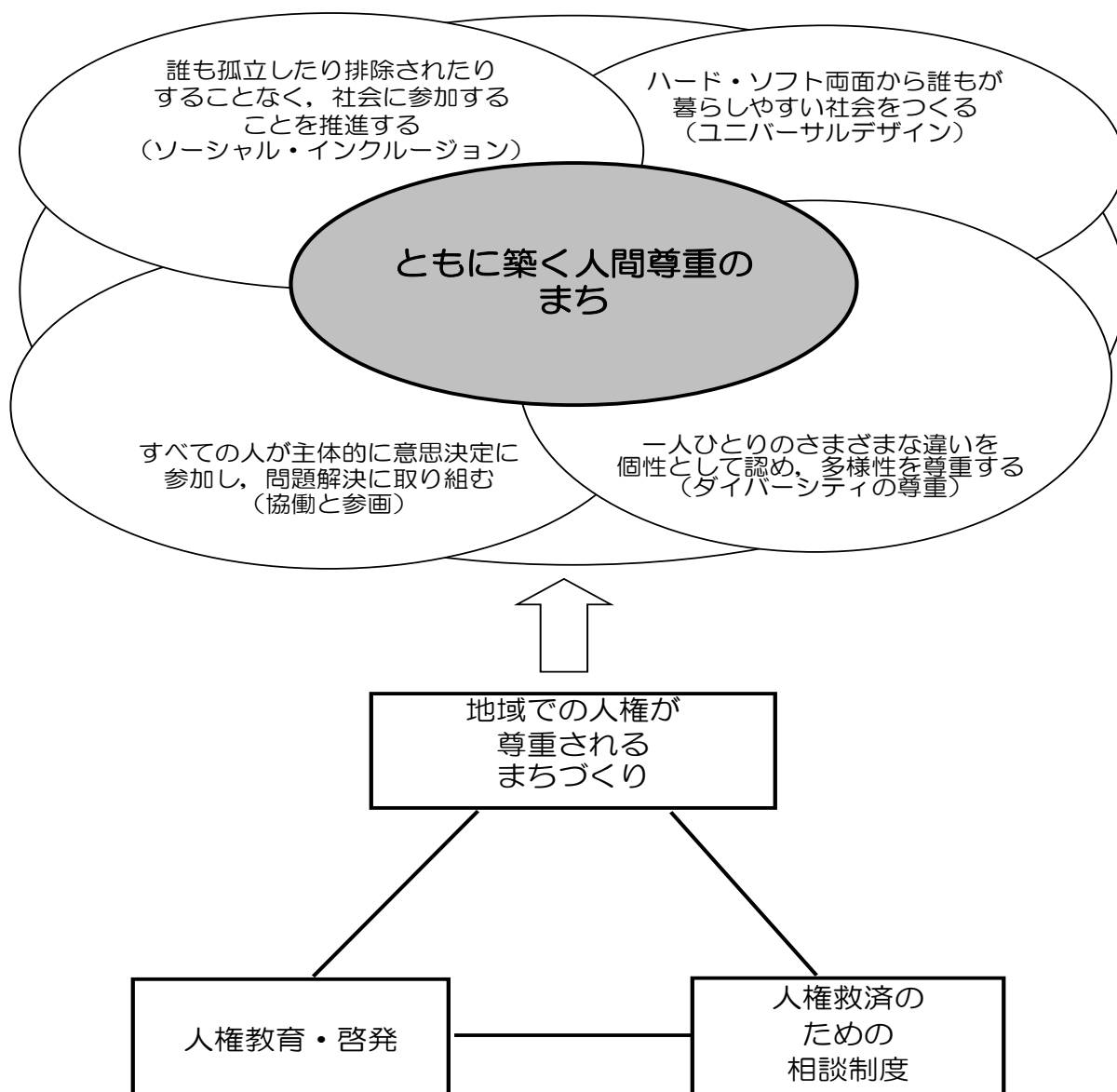
《すべての人が主体的に意思決定に参加し、問題解決に取り組む》

「協働と参画」は、市民が意思決定の主体として社会に参加することであり、市民やさまざまな地域団体、NPOなどと行政が、ともに市民福祉を高めていくために協働と参画を進めることが、すべての人の人権を守ることにつながります。

(2) 方策

「ともに築く人間尊重のまち」の実現を目指すための取り組みとして、神戸市は「人権教育・啓発」「人権救済のための相談制度」「地域での人権が尊重されるまちづくり」の3つの方策を活用していきます。

第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画がめざす姿と3つの方策
(イメージ図)



(3) 協働の指標と目標値の設定

市民・事業者・神戸市が協働して取り組む際の目標を共有するとともに、取り組みの成果を評価する際の参考とするため、協働の指標と目標値を設定しています。

・人権教育

① 学校側が人権教育推進に取り組む姿勢

協働の指標	現状値		目標値
人権教育推進の年間計画が概ね達成できたと評価する学校園の割合	280 校園 / 311 校園 =90% (平成 27 年度)	⇒	100% (平成 32 年度)

② 児童・生徒が主観的にどう感じているか

人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童・生徒の割合（「当てはまる」「どちらか」というと当てはまる」と答えた割合）	<神戸市> 小学校 6 年生 93.8% 中学校 3 年生 94.2% 参考 <全国> 小学校 6 年生 93.9% 中学校 3 年生 94.9% (平成 27 年度)	⇒	増加をめざす
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（「当てはまる」「どちらか」というと当てはまる」と答えた割合）	<神戸市> 小学校 6 年生 77.6% 中学校 3 年生 66.8% 参考 <全国> 小学校 6 年生 76.4% 中学校 3 年生 68.1% (平成 27 年度)	⇒	増加をめざす

(「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙の集計結果から神戸市の数値、及び参考として全国の数値を掲載しています。)

・人権啓発

協働の指標	現状値		目標値
日常生活の中で自分や周囲の人の人権が尊重されていると思う市民の割合	49.4% (平成 26 年度)	⇒	60% (平成 32 年度)
自殺者の数を 5 年間で 15% 減らしていく	308人 (平成 26 年)	⇒	260人 (平成 31 年)
成人してから以降, さまざまな人権問題について理解を深めるために開催されている講演会や学習会等に参加したことがある市民の割合	14.4% (平成 26 年度)	⇒	20% (平成 32 年度)

・人権救済のための相談制度

協働の指標	現状値		目標値
自分の人権が侵害された場合の相談機関へ相談した割合	51.3% (平成 26 年度)	⇒	60% (平成 32 年度)

(第 1 次, 第 2 次計画での相談機関へ相談した割合の目標値は, 公的機関へ相談した割合に民間団体へ相談した割合を加えた値でしたが, 第 3 次計画では, 職場の相談窓口, 学校・警察・弁護士へ相談した割合も加えた割合を新たな目標値としています。)

・地域での人権が尊重されるまちづくり

協働の指標	現状値		目標値
地域福祉にかかる協議の場の立ち上げ件数	—	⇒	76 か所
ユニバーサルデザインの普及・啓発 小学生から大学生までへの出前授業の受講者数	延べ 4 万 5 千人 (平成 27 年度)	⇒	延べ 7 万人 (平成 32 年度)

2. 人権教育・啓発

(1) 人権教育・啓発の基本的あり方

神戸市の人権教育・啓発は「ともに築く人間尊重のまち」をめざして、日本国憲法や教育基本法等の国内法、人権関係の国際条約等に即して推進します。

その際には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が規定する基本理念（第3条）等を踏まえ、次の点に留意しながら推進していきます。

ア 人権を身近なものとしてとらえ、主体的な行動へと結びつく教育・啓発

差別や偏見は一部の極端な人々だけの問題ではなく、私達一人ひとりの心理的土壌の問題です。差別的言動に対しては、傍観者的な態度をとり、自分には関係がないと思考を停止させるのではなく、その不合理を是正していく行動がとれるように、粘り強く教育・啓発を行っていく必要があります。

イ 発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発

人権教育・啓発は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会をとおして、発達段階に応じた多様な内容と方法で実施していきます。

ウ 協働の理念に基づく教育・啓発

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、ともにまちづくりを進める「協働」の理念に基づいて、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

市民は、人権をより身近なものとしてとらえ、一人ひとりが関わる問題として人権感覚を身につけるとともに、人権に関わる問題があったときは傍観者的な姿勢ではなく、主体的に行動していくことが求められます。

事業者は、事業活動を通じて社会へ貢献するとともに、社会を構成する市民としてその社会的責任を自覚し、公正な採用、公正で適切な配置・昇進等、事業所内の人権の尊重を実現するとともに、従業員の人権に対する理解を深めることが必要です。

神戸市は、国や県との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施します。

エ 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権に関する権利・義務の意識や内面的問題にかかわることから、行政の行う人権教育・啓発活動は強制的なものにならないように、異なる意見に対する寛容な精神に立って自由な意見交換ができる環境づくりに努めるように留意する必要があります。また、その実施方法等においても、主体性や中立性を確保しなければなりません。

(2) 人権一般の普遍的な視点からの取り組み

人権尊重の理念について、法の下での平等・個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点の双方から、理解を深めるよう取り組みます。

ア 人権教育

人権教育は、一人ひとりの生命と尊厳を尊重するという人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、人権が持つ価値や重要性を共感的に受けとめるような感性を養い、自分や他者の人権を守る態度や行動力の育成を目的とするものです。

幼児期から成人に至るまでの学校教育と、成人を対象にした社会教育の両面での充実と連携を図り、地域の実情を踏まえつつ、市民が生涯を通じて学べるよう、人権教育を推進していく必要があります。

(ア) 学校教育

[現状と課題]

学校での人権教育は、一人ひとりの子どもが人権尊重の理念を身につけていくための取り組みであり、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進しています。

人権教育の推進にあたっては、幼稚園から高等学校・特別支援学校に至る子どもの発達段階に対応して、指導方法の工夫や教材の開発等に努め、授業、学級活動、学校行事を通じすべての教育活動の中で取り組んでいます。

一方、社会の変化や人々の意識の変化に伴って、新たな対応すべき課題が出てきています。これらの課題への対応も考えていく必要があります。

また、平成28年6月から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに伴い、有権者として求められる力を身に付けるため、いわゆる主権者教育を進めていく必要があります。

人権教育を進め、課題への対応を図っていくためには、子どもたちにとって一番身近でかつ最大の学習環境である教職員の研修と研究活動の充実に努めると共に、保護者・地域との連携・協働をより強化しながら、人権尊重の理念の徹底を図る必要があります。

[今後の方向性]

a. 自己実現の力の育成

子どもが人権尊重の理念を理解する出発点は、自分自身を大切にすること（自尊感情）を育むことにあります。それは、今の生活を大切に、将来の夢や希望を

持つことにつながるものです。この夢や希望を実現するための基礎的な力(知識, 技能, 思考力, 感性)を育てていきます。

b. 共生の態度の育成

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、共に生きることについて子どもたちの理解を深め、他者を思いやる心、違いを認め協力し合う態度を育成し、共生のための行動力や社会的貢献の精神を子どもたちが身につけるよう努めます。

また、さまざまな人権課題に対応した教材を開発し、その活用を進めます。これらにより、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の態度を育み、コミュニケーション能力や合理的に思考する能力を育成します。また偏見や差別を見きわめ、それらを許さず見逃さない実践力を培い、偏見や差別の解消を図ります。

c. 人権感覚豊かな学習環境の創造

子どもたちが学校生活全般にわたって人権が尊重されていることを実感できるように、一人ひとりが大切にされる授業づくり、自分のよさを生かし互いに認め合える仲間づくり、安心して過ごせる居場所づくり等、学校や教室における人権感覚豊かな学習環境の創造をめざします。

また、学校や教室自体で人権尊重が徹底され、子どもも人権享有の主体として発達段階に応じて自分の意見を自由に表明できる場としての基盤づくりを進めます。

いじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。また学校園ごとに「いじめ防止の基本方針」を策定して、神戸市いじめ指導三原則『するを許さず されるを責めず 第三者なし』を核とした指導を引き続き進めていきます。

そのため学校園では教職員全員を対象とした人権教育研修を一層推進するとともに、効果的な授業づくりに向けての研究・実践活動に積極的に取り組みます。また、性同一性障害や性的少数者の人権、インターネットやソーシャルメディアによる人権侵害などの新たに顕在化した課題等については、管理職、人権教育担当者向けの研修や、教員の経験年次に対応した研修を通じて指導力の充実を図ります。

d. 家庭や地域との連携

学校園での人権教育をより効果的なものとするため、学校公開やホームページ等による情報発信や保護者・事業者との交流等を通じて、開かれた学校園づくりを進め、家庭や地域との連携強化に努めます。

また、市内を44区域に分け、幼稚園から高等学校までが連帯・協働して地域の実情に応じたテーマに沿って実施している区域別学校園人権教育をより実践・効果的に進めます。

[主な施策]

- ① 学校園体制の整備・充実
 - ・「ネットいじめ防止プログラム（①インターネット安全教室，②教員・保護者向けの啓発，③小学生～高校生向けの教材・指導事例集）」の実施
 - ・人権教育研究校園（研究指定校園，研究推進校園）の研究発信
 - ・「多文化共生教育推進校連絡会」の充実
 - ・日本語指導を必要とする児童生徒への支援拡大
 - ・各学校での発達段階に応じたいわゆる主権者教育の充実
 - ・教職員を対象にした人権教育研修の充実

- ② 偏見や差別を許さない意識や実践力の育成
 - ・「こうべ地球っ子プログラム」の実施
 - ・体験学習や参加型学習など，多様な学習形態の工夫（「命の感動体験学習」や「人間関係力向上プログラム」など）
 - ・DV予防プログラムの実施拡大
 - ・「あゆみ」や「あすへの飛翔」などの副読本を活用した授業を通じた，人権尊重の意義や必要性の理解の促進
 - ・神戸市いじめ指導三原則
「するを許さず，されるを責めず，第三者なし」の徹底
 - ・性的少数者等の顕在化した人権課題への対応

- ③ 家庭や地域との連携の充実
 - ・「区域別学校園人権教育推進協議会」で，自尊感情の育成，多文化共生，基礎学力の向上など地域の実情に応じた実践的・効果的な人権教育の推進
 - ・地域人材や保護者を講師・協力者とする特別授業や研修など，家庭・地域との連携強化
 - ・中学校の校区ごとに「いじめ防止小中地域会議」（小学校代表児童，中学校代表生徒，教員，PTA代表者，地域・関係機関代表者等が参加）を開催し，地域ぐるみのいじめ防止対策の推進

(イ) 社会教育

[現状と課題]

人口減少社会と少子・超高齢化の進展，価値観や生き方の多様化，家庭・地域社会の変化など，社会教育を取り巻く環境の変化はこれまで以上に大きく，そして変化のスピードはこれまで以上に急速なものになると予測されています。

こうした中，社会教育については「神戸市教育振興基本計画」と「神戸市生涯学習推進計画」の取り組みの結果を踏まえ，「神戸市生涯学習総合計画」を平成26年3月に策定し，基本的な方向性と重点施策を定めました。

市民・事業者・行政が連携を進め，多様な学習機会や場を提供することにより，市民の生涯学習を総合的に支援する機能を高め，市民の人権学習の機会を充実させていきます。

また，人権教育の学習成果が地域社会に還元され，人権尊重の意識が育まれる環境づくりを推進します。

さらに，すべての教育の原点であるという家庭教育の役割を十分に果たしていけるよう，保護者世代への人権啓発や学習機会の提供に組み込み，教育力の向上に向けた支援を行います。

[今後の方向性]

- a. 生涯を通じて市民が自ら「学ぶ」「活かす」「つながる」学習環境づくりを進めます
 - ・社会教育施設の活用と関連機関との連携による生涯学習支援の充実のため，市内の3公民館を生涯学習の拠点として位置付け，関連機関と連携しながら幅広い世代の生涯学習を総合的に推進します。
 - ・市民が人権について学んだ学習の成果を地域社会に還元できる機会，場の提供を図ります。また，「KOBEまなびすとネット（生涯学習市民講師登録制度）」等により，地域で人権学習を支援する人材の育成と活用を図ります。
- b. 家庭や地域の教育力の向上をめざします
 - ・家庭が社会的マナーや規範意識の育成など，すべての教育の原点であることを踏まえ，家庭教育の啓発推進と学習機会の提供を図ります。小学校新1年生の保護者を対象に「こうべっ子育て～もうすぐ1年生～」の配布やPTA，公民館等で子育て講座，各種セミナーの開催や各種相談会を実施します。
 - ・また年間を通じて家族を見つめなおす機会や家族と地域の方々とのふれあいが増えることを目指したキャンペーン活動をPTA，婦人会，青少協等の地域団体，事業者，学校園等の協力を得ながら充実します。

c. 家庭，地域，学校園等との連携強化を図ります

- ・「神戸っ子応援団」事業など家庭・地域・学校・神戸市などの連携を通じて，青少年や子どもたちの健全育成活動を推進します。教育・地域連携センターを中心として，学校支援人材の発掘，育成，派遣等を行い，人権に配慮した教育の支援を実施します。
- ・公民館，図書館等の社会教育施設は，学校との連携を通じて講座等を充実し，社会教育主事や司書等の活用により人権教育を推進します。
- ・また，PTA は地域と家庭と学校とを結ぶ団体でもあることから，人権研修会や今日的課題に関する研修会等の開催を通して，人権学習を推進していきます。研修会等の内容について神戸市 PTA 協議会との連携を図り，より多くの保護者が関心をもち参加できるよう工夫します。

[主な施策]

- ① 学習成果の社会への還元
 - ・日本語学習支援者養成講座
 - ・公民館の日本語ボランティア講座，手話講座 等
 - ・生涯学習支援センターの生涯学習市民講師登録制度
- ② 社会教育施設の活用
 - ・公民館の人権啓発推進事業，日本語教室・識字教室
 - ・図書館の人権啓発に関する資料の収集，提供
- ③ 家庭や地域の教育力の向上の取り組み
 - ・「ふれあい懇話会」「あいさつ・手伝い運動」「早寝・早起き・朝ごはん」の推進
 - ・公民館等での子育て・親育ち講座・各種セミナーの開催
人権啓発冊子『こうべっ子育て～もうすぐ1年生～』の作成，配布
- ④ 家庭・学校・地域の連携
 - ・教育，地域連携センターでの学校のニーズに合わせた支援人材のコーディネート
 - ・PTA 人権研修会の開催

イ 人権啓発

人権啓発は、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動です。

[現状と課題]

人権啓発は、命の尊さ、共に生きることの素晴らしさといった震災で得た貴重な教訓を生かしつつ、ねばり強く実施していかなければなりません。人権に関する基本的な知識を獲得するだけでなく、日常生活の中で人権尊重の主体的な行動へと結び付けていくためのさまざまな創意工夫が求められます。

また、人権とは、自分らしく幸せに生きる権利であるということから、人々がその個性を活かして能力を発揮すること（ダイバーシティの尊重）や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進も重要な課題です。ワーク・ライフ・バランスの推進は、家庭や地域の機能を高め、地域における人権の尊重されたまちづくりにもつながります。そのためには、事業者が人権の尊重された働きやすい職場環境づくりに向けて積極的に取り組むことが必要です。

[今後の方向性]

a. 効果的な啓発手法の活用

啓発の場において得られた知識や情報を、日常生活の中での主体的な行動へ結びつけることができるよう、内容が固定化したり一般論に終始したりすることなく、人権上大きな社会問題となっている事例をタイミングよくとりあげ、市民が主体的・能動的に参加できるような手法を取り入れながら啓発を推進していきます。

また、人権尊重とかわりのある講演会やシンポジウム等の開催にあたっては関係部署と情報を共有し、人権尊重のための取り組みであることをPRして人権意識の浸透に努めます。

b. 対象者の年齢層にあわせた啓発媒体の選択

各年齢層の興味・関心に合わせ、広報紙、インターネット、映画等、啓発媒体を幅広く選択し、啓発媒体の特性を生かして、幅広い年齢層へのきめ細かい啓発を推進していきます。

c. 民間団体・NPO との連携

人権啓発に取り組んでいる様々な民間団体やNPO と必要に応じて連携し、啓発を推進します。

d. 企業・事業所での人権尊重の推進

企業は社会を構成する一員として社会的な責任を負う(CSR)と考えられています。また国際的な統一基準として、持続可能な社会づくりのための幅広い組織への適用を前提とした ISO26000 も定められています。

人権の尊重や法令の遵守(コンプライアンス)は、企業の社会的責任のひとつであり、事業者は、性別、年齢、国籍、障がいの有無、雇用形態などが異なる多様な人がその能力を發揮できる、人権の尊重された職場環境づくりを求められています。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、企業ぐるみで雇用者に対して過重な労働や意思に反する労働を強いる、いわゆる“ブラック企業”などは、人権侵害につながることから、防止に向けた取り組みや、相談・調査などの救済方法、メンタルケアや経済的な不利益などの回復に向けた方策なども重要な課題となっています。

そういった課題を解決するためには、経営者を含む従業員全員が人権意識の向上とともにコンプライアンスを徹底しようとする意識をもち、職場での理解を促進するための研修などを行う必要があります。

また、神戸市は、従業員一人ひとりを尊重することが、企業・事業所にとっての今日的な課題であることや、人権の尊重された職場づくりの必要性を啓発するとともに、取り組む事業者を支援します。

[主な施策]

- ① 啓発事業の実施
 - ・講演会、シンポジウム等の開催
 - ・テレビ、啓発冊子等多様な手法による啓発の実施
 - ・スポーツ組織と連携した啓発の実施
- ② 企業啓発の推進
- ③ 人権啓発推進協力委員を通じた啓発の推進
- ④ 人権啓発ビデオ・DVDの貸出広報、手続きの簡素化

ウ 職員研修

[現状と課題]

市民・事業者に働きかけ、人権教育・啓発の取り組みについて理解を得るために、まず、職員一人ひとりが、人権についての正しい理解を深め、人権尊重の視点に立ってそれぞれの職務を遂行していけるよう、研修等を行い、資質向上を図ってきました。また、職員が日々の業務の中で、常に人権を意識した行動をとることは、職員の高い倫理観の醸成、対応マナーの向上等、市民サービス向上のための基礎でもあります。

性的マイノリティや犯罪被害者等の人権など、顕在化してきた人権課題に対しての理解も深めていくことが必要です。

[今後の方向]

「ともに築く人間尊重のまち」を実現するためには、神戸市が第3次計画に従って施策を推進するだけでなく、職員一人ひとりが、第3次計画を推進する神戸市の職員の一員であることを自覚して、職務を遂行することが求められます。職員の人権意識の高揚を図り、人権に配慮した行政を実現するための職員研修を引き続き実施していきます。

なかでも、多くの市民と直接対応する窓口担当職員や、市民の生活相談や身体介護等の福祉サービスを担う福祉関係者、市民の生命と健康を守ることを使命とする医療・保健関係者等、人権に関わりの深い職務に従事する職員には、より豊富な知識と人権感覚が要求されることから、人権の尊重に関する研修の充実を図っていきます。

課長級・係長級職員については、各所属の職場人権リーダーとして職場での人権課題解決に取り組んでいることから、新任係長級職員を対象とする「職場人権リーダー養成研修」を引き続き実施し、広範・多岐にわたる人権知識の習得と人権意識の高揚を図ります。

また、職場の実情に応じた研修の実施を推進するため、人権啓発ビデオ・DVD等の充実を図り、市が主催する市民向け人権講演会や研修会等の情報を共有していきます。

研修の実施にあたっては、法的な権利義務等を認識し、人権課題に鋭敏に気づき、対応できる人権感覚を体得するための実践的な研修のしかたを検討し、実施していきます。

[主な施策]

- ① 職員研修所での人権研修の実施
 - ・階層別研修での人権研修の実施
 - ・人権専門研修としての「職場人権リーダー養成研修」の実施
- ② 職場での人権研修の実施
 - ・全職員を対象とした「人権シート研修」の実施
 - ・職務や職場の実情に応じた職場人権研修の実施
 - ・人権に関する講演会，研修会への職員参加の促進
- ③ 人権啓発ビデオ・DVDの充実と利用の促進

3. 人権救済のための相談制度

[現状と課題]

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年10月施行)」や「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年11月施行)」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成18年4月施行)」のほか、近年には、「いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成24年10月施行)」などに加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行される予定であるなど、深刻化する人権侵害に対応していくための法整備や諸施策の推進が図られ、人権救済制度の充実が図られつつあります。

相談は、これらの専門的な救済手続きに移行させたり他の適切な窓口結びつける機能を有するだけでなく、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する紛争の自主的解決を促進するなど、それ自体が人権を保障するための有効な方法になっています。

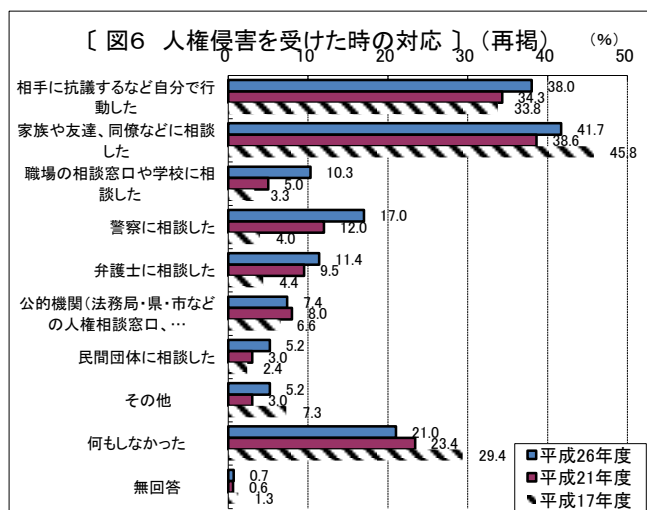
このことから相談は、誰も孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する「ソーシャル・インクルージョン」の理念を実現していくための方策としても位置付けることができます。

こうした観点から、相談制度の充実・強化を図ることが必要です。

また、相談を媒介として人権の視点からきめ細かく市民一人ひとりの声を聴くことが必要であり、神戸市の広聴制度である「市長への手紙」等とともに、市民の抱えている問題を把握する貴重な機会です。

「市民福祉に関する行動・意識調査(平成27年3月実施)」の結果を見ると、市民が人権を侵害された場合に、法務局・県・市などの人権相談窓口を利用する割合は未だ低い状況にある反面、家族、友達、同僚以外の職場、学校、警察、弁護士、民間団体に相談した人の割合は平成17年・21年度調査と比べて増加傾向にあります。

こうした背景には、人権問題に対応する相談窓口の増加や多様化、細分化等相談窓口がより身近になっていることが考えられますが、一方でどこに相談すればよいのかわかりにくくなっている面があることが考えられます。



[今後の方向性]

a. 相談窓口の周知

人権問題は、市民の誰もが思いがけず自分に関わる問題となる可能性があります。市民に対しては、人権救済制度や相談機関とその役割についての情報を、日頃からさまざまな手段や機会を利用して周知することが重要です。

また、多言語相談窓口の周知や相談窓口案内冊子の充実を図っていきます。

b. 相談機能の充実・強化

人権問題は複雑化、多様化しており、市民からの相談に対しては、必要に応じて他の適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなど、「途切れのない支援」を行うことが重要です。そのためには、制度改正などの情報交換や課題の共有、相談担当者のスキルの向上等により、すでに構築されている庁内相談ネットワークの機能をさらに充実させるとともに、国の人権擁護機関である法務局などの行政機関やさまざまな民間の支援団体等との連携を深め、課題解決を目指します。

c. 市民・事業者の協力

さまざまな理由により社会の諸制度や市場、社会関係から孤立し、排除された人の社会参加する権利を認め、包摂していく「ソーシャル・インクルージョン」を実現していくためには、神戸市や行政機関のみならず、市民や事業者が果たす役割が不可欠です。

例えば、「児童虐待防止法」では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに関係機関に「通告」することを義務付けています（第6条）。また、「男女雇用機会均等法」では、事業者に対して、職場におけるセクシュアルハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置の一つとして、「相談体制の整備」を義務付けています（第11条）。

こうした法律上の義務を市民・事業者が順守することに加えて、市民が身近な場所で相談できる場づくりや、人権の回復に結びつく仕組みが求められています。

[主な施策]

① 相談窓口の周知

・ 窓口案内パンフレットの作成(適切な内容更新)・配布

② 他の行政機関や民間支援団体等との連携

③ 庁内相談ネットワークの機能充実

・ 事例検討，研修の実施

4. 地域での人権が尊重されるまちづくりへの取り組み

[現状と課題]

市民相互の日常生活において、差別的な言動やいじめ、プライバシーの侵害等さまざまな人権にかかわる問題が起きています。家庭内での配偶者間の暴力（DV）や子どもへの虐待、介護放棄等、生命身体の安全に関わる事件も深刻化しています。また、いわゆる「ゴミ屋敷」やひきこもりなど、地域社会との接点を持たない人達の人権をどのように保障していくかも課題です。

地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能の低下、すなわち「地縁」「血縁」が薄れ、“無縁社会”と言われる状況が生まれることにより、身近なところで起きている人権問題の発見が妨げられ、解決をより困難にする要因ともなっています。

このような問題に対応するためには、人権教育・啓発に加えて、今一度地域を構成するすべての人たちが、身近にある人権問題を自分自身のこととして考え、解決に参画し、協働して取り組み、市民自らが相互に支えあうような社会共同の責任を自覚したまちづくりを進めることが必要です。

[今後の方向性]

神戸では、震災時に年齢、性別、国籍などを越えて住民同士が助け合い、その後の復旧・復興の過程において、地域の力が発揮されたまちづくりが行われてきました。震災を経験した都市として、同じ地域に生活する他者を気かけながら共に生きることの素晴らしさは、今後も継承し、発信していきたい大切な教訓です。

それぞれの地域では、さまざまな課題を抱える支援を要する人達が暮らしています。このような人たちが、住み慣れた地域で人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら安心な生活を送ることができるように見守りや支え合いなどの活動を行うことが、地域での人権の尊重されたまちづくりにつながっていきます。神戸市は引き続きこのような活動を行う、市民や事業者、NPOなどの活動に対して、支援を行っていきます。

また、既存の制度では解決に結びつかない課題について、多様な関係者、関係機関とのネットワークを重層的に構築し、地域で支えあう仕組みづくりを行います。

このような取り組みを通じ、誰もが孤立したり排除されたりすることなく社会に参画できる社会（ソーシャル・インクルージョン）や、さまざまな違いを超えて、すべての人が持てる力を発揮し支えあうユニバーサルな社会の実現をめざしていきます。

[主な施策]

- ① 地域での支え合いの推進
 - ・ 支援が必要な方の見守り・支え合いの充実
- ② ユニバーサルデザインの普及・啓発
 - ・ 将来の神戸を担う子どもや学生への普及啓発

5. 総合的かつ効果的な推進

(1) 推進体制

ア 庁内推進体制

人権の尊重されたまちづくりは全庁的な役割分担と緊密な連携のもとで推進する必要があります。そのため市長を本部長とする「人権教育・啓発推進本部」のもとに、関係する各課長等を構成員とする部会を設置し、情報共有や施策の推進に関する協議を行い、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

イ 関係機関との連携・協力

神戸地方法務局及び神戸人権擁護委員協議会等の国の関係機関，兵庫県及び（公財）兵庫県人権啓発協会等の兵庫県の関係機関，公益法人等との連携を強化し、情報の共有化，啓発事業の共同実施等により，一層の効率的な啓発の推進に努めます。

ウ 民間団体等との連携・協力

複雑・多様化する課題に対応していくため，民間団体等と神戸市が相互の独立性に留意しながら，連携と協力を図り，人権教育・啓発に対する社会全体での取り組みを推進していきます。

(2) 第3次計画の検証と見直し

この第3次計画を着実に推進するため，人権教育・啓発推進本部の部会で進行管理を行います。毎年それぞれの課題ごとの施策の進捗状況を把握するとともに，協働の指標の達成度や法務省人権侵犯事件件数等の客観的データを参考にしながら検証・評価を行い，施策・事業の見直しや改善を行います。

また，人権を取り巻く社会環境の変化に適切に対応するため，必要に応じて第3次計画の見直しを行います。見直しにあたっては，市民の意識調査をはじめ，市民の意見の反映に努めます。

6. 具体的な人権課題への取り組み

人権はすべての人が生まれながらに持っている権利ですが、現実の社会においては、さまざまな差別や偏見などがあり、またこれによる人権侵害が起きていることから、各課題について知識や理解を深め、解決に向けて取り組んでいくことが重要です。神戸市は、それぞれの課題について「こうべ」の市民福祉総合計画 2020」や、個別具体的な実施計画を策定して積極的に取り組みを進めています。

これらの計画を踏まえ、第3次計画では、それぞれの人権課題での今後の人権教育・啓発についての課題の所在と方向性を示しています。また、人権教育・啓発の推進とともに、それぞれの人権課題の解決に必要な取り組みについても、取り上げていきます。

<参考：具体的な人権課題にかかわる主な計画等>

分野	名称	期間
福祉総合	“こうべ”の市民福祉総合計画 2020	平成 28～32 年度
教育	第2次神戸市教育振興計画 神戸市生涯学習総合計画	平成 26～30 年度 平成 26～30 年度
女性	神戸市男女共同参画計画（第4次） 神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第3次）	平成 28～32 年度 平成 28～32 年度
子ども	新・神戸っ子すこやかプラン	平成 28～31 年度
高齢者	第6期神戸市介護保険事業計画 神戸市高齢者保健福祉計画	平成 27～29 年度
障がい者	神戸市障がい者保健福祉計画 2020 第4期神戸市障がい福祉計画	平成 28～32 年度 平成 27～29 年度
外国人	神戸市国際交流推進大綱	平成 28 年度～
感染症患者・元患者、難病患者等	健康こうべ 2017	平成 25～29 年度
ホームレス	神戸市ホームレスの自立の支援に関する第3次実施計画	平成 26～30 年度
命の大切さ	神戸いのち大切プラン	平成 23～28 年度

(1) 女性

[現状と課題]

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているように人権の基本理念です。性別に関わらず、互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら、社会のさまざまな場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現は、我が国社会を決定する最重要課題のひとつと位置付けられています。

このことは、国際的にも共通に認識されており、国連が中心となり女性の地位の向上や男女平等をめざす取り組みを展開してきました。昭和50年の「国際婦人年」を契機とし昭和54年には「女子差別撤廃条約」が採択されるなど、女性の地位向上と男女平等をめざした取り組みが、現在に至るまで続けられています。

日本でも、国際的な動きを受け、女性の地位向上のために、昭和50年に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年に「国内行動計画」を策定しました。昭和60年には「女子差別撤廃条約」を批准し、その後、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、ストーカー規制法、DV防止法の制定など法制度を充実させ、男女共同参画施策を着実に推進してきました。

しかし、現在なお、職場や地域において女性の政策・方針決定への参画が少ないことや、家事・育児・介護の多くの部分を女性が負担していることなどの問題を抱えています。

また、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント、配偶者や恋人等親しい間柄の男女間で起こるDV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、性犯罪、売買春等の人権侵害や、女性の人権への配慮を欠いた性的商品化・暴力表現なども問題となっています。

これらの問題の背景として、「男性の方が女性よりも優れている」といった考え方や、従来からの「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が依然として残っていること等があげられます。

[今後の方向性]

市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく、個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会をめざして、施策を実施していきます。

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野、あらゆる世代を対象とした啓発・教育を推進していくとともに、さまざまな場面で女性が政策・方針決定過程に参画できるための取り組みを実施します。

希望する女性が就労又は再就労することができるように支援するほか、女性が働き続けられるように組織としてマタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラス

メントを許す風潮をなくすための啓発等にも努めます。また、女性が就労し、経済的に自立することや活躍することに不可欠なワーク・ライフ・バランスの推進についても、強く推進していきます。

さらに、すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、DVをはじめとするさまざまな暴力などの人権侵害行為の根絶に向けた取り組みを進めていきます。

[主な施策]

- ① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進
 - ・男女共同参画に関する広報・啓発の充実
 - ・男女共同参画の視点に立つ学校教育・生涯学習の充実
- ② 女性の社会への参画・活躍のさらなる推進
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の推進
 - ・女性の就労・再就労への支援の充実
 - ・就労の場における男女共同参画の推進
- ③ 男女の多様な働き方や生き方を認め合えるワーク・ライフ・バランス社会の実現
 - ・多様な人材の活躍や経済的自立のためのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施
 - ・男性中心型労働慣行を見直すための取り組みの充実
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる行為の根絶
 - ・DVのさらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援の実施
 - ・男女の人権の尊重

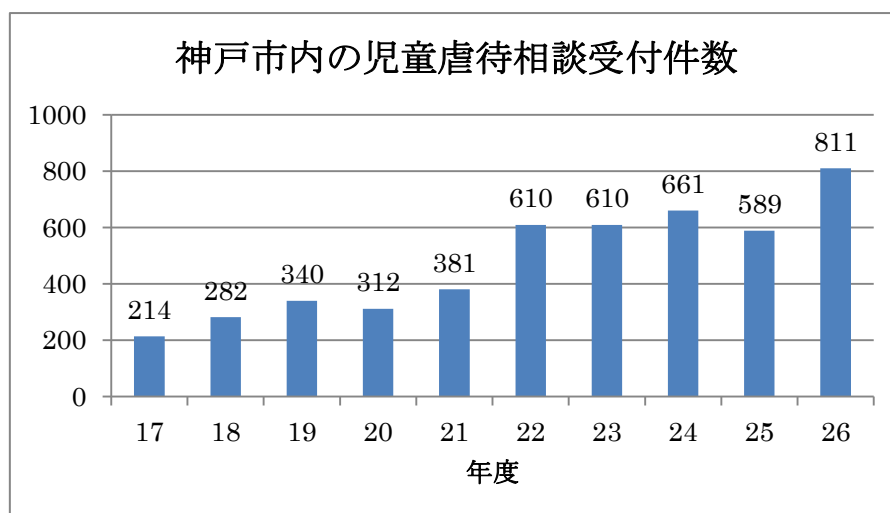
(2) 子ども

[現状と課題]

日本が 1994 年（平成 6 年）に批准した「児童の権利に関する条約」では、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を基本的柱としています。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化等、家族構成の変化とともに家庭の持つ教育機能の低下が指摘されており、高度情報化、都市化が進展する中で、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊び場や遊ぶ時間の減少、子ども同士の交流機会の減少、ネット中心のコミュニケーションなど、子どものこころの成長や発達にとっては、厳しい環境になっています。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、少年非行等の問題行動、いじめや体罰等、学校での暴力、不登校のほか、薬物乱用の低年齢化、携帯電話やスマートフォンを媒介とした Facebook、LINE 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるネットいじめや事件に巻き込まれるケースの増加といった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。



児童虐待に関しては、神戸市のみならず、全国的に相談件数が急増しています。神戸市子ども家庭センターの平成 26 年度の統計によると、児童虐待相談受付件数は 811 件に達しました。

また近年、保護者の雇用状況の悪化や経済的格差の拡大を反映して、「子どもの貧困の連鎖」という問題が生じています。子ども期におけるこのような状況は、将来の就職や生活にも大きな影響を及ぼし、世代間に渡って負の連鎖が続くことも危惧されることから、早急に対応を検討すべき課題です。

[今後の方向性]

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために、次世代育成支援対策推進法に基づいて、「次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）『神戸っ子すこやかプラン』（平成22～27年度）を策定し、次世代育成支援のための施策の推進に取り組んでいましたが、平成26年4月、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長が決定したため、平成27年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画等と一体化した、「新・神戸っ子すこやかプラン」を平成28年3月に策定しました。

「新・神戸っ子すこやかプラン」では、「子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまち」を基本理念に、関係機関との連携を強化した発生予防・早期発見・早期対応などによる「児童虐待防止対策の充実」、ネット上で得た情報を正しく理解・取捨選択し、活用することができる能力（インターネット・リテラシー）の醸成などによる「青少年の健全育成」、生活・学力・就労・住居などの支援による「貧困の連鎖防止に向けた施策の充実」、などの子育て支援施策を進めていきます。

[主な施策]

- ① 結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援
- ② 地域における子育て支援の充実と青少年の健全育成の推進
 - ・ 青少年の健全育成
 - ネット社会への対応
- ③ 教育環境の充実
 - ・ 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
 - 命を大切にする教育の推進
 - いじめ未然防止・早期発見・早期対応対策の充実
 - 相談及び支援体制の充実による不登校の未然防止
 - 地域や関係機関との連携による不登校・問題行動、児童虐待への対応
- ④ 特に支援が必要な子ども・家庭への対応
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 障がい児施策の充実
 - ・ 貧困の連鎖防止に向けた施策の充実
 - ・ ひとり親家庭等への支援の充実
 - ・ 社会的養護体制の充実

(3) 高齢者

[現状と課題]

日本では、少子化の進行や平均寿命の延びに伴い、世界に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、平成 26 年時点の高齢化率は 26%と 4 人に 1 人以上が高齢者となっています。さらに、平成 37 年には高齢化率が 30%を超え、平成 47 年には 3 人に 1 人が高齢者になると予想されています。

こうした高齢化の進展に伴い介護や支援を必要とする人が増加する一方で、家族形態の変化やコミュニティの希薄化などにより地域社会が大きく変容し、住民相互の見守りが困難な状況となっています。

また、増加する認知症高齢者への対応も必要です。

一方、介護の長期化などにより家族の心身の負担が重なることで、高齢者に対する暴力・暴言・介護放棄等の虐待が起きたり、振り込め詐欺や悪徳商法による被害の発生など、高齢者の人権及び安全・安心にかかわる深刻な問題も生じています。

[今後の方向性]

ア 自己決定の尊重

今日の社会では、あらゆる面で自分の人生を自分で決めていくことができるという自己決定が尊重されなければなりません。こうした自己決定の尊重の一環として介護保険制度においても、高齢者自身が福祉サービスを利用するにあたって選択の自由が保障されることになりました。しかしそのためには多様なサービスが準備され、また高齢者がそれらの情報を容易に入手できるとともに、身近なところで相談できることが重要になります。

こうした体制を充実するため、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の総合相談窓口としての機能を強化し、あんしんすこやかセンターが中心となって、高齢者の個別性を尊重しながら、地域の多様な機関、事業者、NPO 等が必要に応じて関わり、高齢者の課題の解決に向けて連携して対応していくワンストップサービス機能を築きます。

認知症などにより判断能力が不十分な人でも安心して生活し、サービスを利用できるよう、権利擁護対策を充実するとともに、高齢者虐待の予防や早期発見、虐待対応システムの充実などに努めます。

イ 安心してサービスを利用できるように

支援や介護が必要になった場合に、適切なサービスがすみやかに利用できるようになってこそ、私たちは安心して老後を迎えることができます。

単身高齢者・夫婦のみ高齢者世帯や認知症を有する高齢者の増加、医療と介護の双方を要する高齢者の増加、適切なリハビリテーションのニーズなどに対

応したサービスを充実させていきます。

特に、認知症が悪化し在宅生活が困難になってからではなく、早期診断・早期対応へと認知症ケアの流れを変え、そのための医療・介護連携の強化を図るとともに、地域住民等による支援体制の構築により、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現をめざします。

高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能してこそ、高齢者の質の高い生活が確保されると考えられます。そのため神戸市では、引き続き、市民、事業者やボランティア、NPO等と連携・協働のもと介護保険制度を運営していきます。

ウ 計画

神戸市は、高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるよう、平成 29 年度を目標年次とする「第 6 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の体系的・総合的な推進を図っています。

[主な施策]

- ① 自己決定の尊重
 - ・あんしんすこやかセンターの機能強化
 - ・権利擁護対策の充実（成年後見制度の普及・啓発，市民後見人の養成等）
 - ・虐待の予防・早期発見及び虐待対応システムの充実
- ② 安心してサービスを利用できるように
 - ・認知症施策の総合的推進
 - ・地域支え合い活動の推進
 - ・介護者のレスパイト支援*1

(用語説明)

*1 レスパイト支援

乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅で世話や介護をしている家族を癒やすため、一時的に代替して、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設への短期入所や自宅への介護人派遣などがある。

(4) 障がい者

[現状と課題]

障がいのある人の人権を尊重し、社会の一人として社会参加するさまざまな機会や手段を保障していかなければなりません。

障がい者の権利を実現していくために、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、障がい者の社会参加を促進するための措置等を規定した障害者権利条約が、平成26年1月に批准され、障がいを理由とする差別の解消を推進すること目的に、障害者差別解消法が平成28年4月より施行されます。また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法は、障がい者に対する虐待は障がい者の権利や尊厳をおびやかすものとし、障がい者の自立及び社会参加の促進のために、障がい者虐待の防止がきわめて重要であることなどを規定しています。

平成27年3月に実施した「障がい者生活実態調査」では、「差別や偏見を受けたことがある」と回答した人は、知的障がいのある人と重複障がいのある人において半数を超え、障がいのある人への理解不足から、地域での生活が困難となっている場合があります。また、障がい者虐待については、神戸市障害者虐待防止センターなどで相談を受け付けてはいますが、その件数は増加傾向にあります。

障がいや障がい者への理解を深める取り組みを推進し、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう取り組みを進めていく必要があります。

[今後の方向性]

障がいのある人に対する差別を解消するため、相談体制の整備や、障がいや障がい者に関する理解を深めるための啓発活動などに取り組みます。

障害者虐待防止センターでは、障がい者虐待に関する相談・通報を受け付け、区役所や障害者地域生活支援センターで、障がい者本人や養護者に対する支援を行っていきます。また、施設従事者等や使用者による虐待防止のため、指導・研修や啓発に努め、支援者が虐待に対する支援を行うにあたり専門的なアドバイスを受けることができる仕組みなど、虐待防止体制の拡充について検討していきます。

障がいのある人とない人の交流を促進し、障がいのある人が入所施設や精神科病院から地域へと移行し、地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう、地域への移行と定着を図る施策を推進します。

障がいのある人の社会参加を推進するために、日中活動の場や、スポーツ・文化活動などの充実・振興を図り、障がいのある人が安心して外出できるよう、道路整備などのバリアフリー化を推進するとともに、移動を支援する施策を実施します。

障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後などの課題に対応し、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう取り組みを進めます。

[主な施策]

① 障がい者差別の解消・権利擁護

障がい者差別に関する相談・紛争防止・解決するための仕組みづくり，差別の解消に向けた取り組みを進めるためのネットワークづくり 障がい者虐待に関する相談を受け付ける神戸市障害者虐待防止センターの運営 など

② 啓発

障害者週間，ふれあいのまちKOB E・愛の輪運動，市民フォーラムの実施 など

③ 住まいの確保

グループホームの整備，入所施設や精神科病院から地域移行，地域支援機能強化事業，精神障害者地域移行推進事業など

④ 社会参加の推進

就労支援，スポーツ・文化活動，外出のための支援，バリアフリー化の推進 など

(5) 同和問題

[現状と課題]

同和問題は、日本の歴史の中でつくられた身分差別により、一部の人たちが、長い間経済的・社会的・文化的に低い状態におかれ、生活する上で差別されることを強いられてきた我が国固有の人権問題です。

昭和40年8月の「同和対策審議会答申」は、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しています。その精神を尊重し、同和問題の解決を図るため、昭和44年以来三度の特別立法が制定され、神戸市においても昭和48年8月に「神戸市同和対策事業長期計画」を策定して、諸施策を講じてきた結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備等の特別な対策は終了し、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されました。

一方、差別意識も着実に解消されつつありますが、「市民福祉に関する行動・意識調査(平成27年3月実施)」では、関心のある人権課題として「同和問題」をあげた人が6.1%います。また、差別落書、インターネットを使った差別書き込みや、同和地区に関する照会があるなど、差別意識はなお残存しています。さらに、同和問題に対する市民の理解を妨げる「えせ同和行為」等の問題もあります。

[今後の方向性]

差別意識の解消に向け、これまで積み上げられてきた成果を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発の課題として、積極的に取り組んでいくことが必要です。その中で、同和問題への理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組むとともに、地域社会の中で、共通の課題についてともに考え、ともに解決していく中で交流や相互理解が進んでいく環境づくりを進めていくことが大切です。

さらに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、その結果、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている「えせ同和行為」等の排除も必要です。

[主な施策]

- ① 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進
- ② 地域における人権の尊重されたまちづくり
- ③ えせ同和行為対応についての啓発の推進

(6) 外国人

[現状と課題]

経済・社会・文化等さまざまな分野でのグローバル化，ボーダーレス化が進んでいます。神戸市においても約 130 カ国・地域，約 4 万 4 千人の外国人市民が居住しており，多様な民族文化に彩られた外国人の存在は，神戸市の国際性を示すひとつの象徴ともいえます。

日本では，歴史的経緯等により在住する韓国・朝鮮籍，中国籍の外国人が在日外国人全体の過半を占めるにいたっており，神戸市でも，外国人市民の 7 割以上が，韓国・朝鮮籍，中国籍となっています。また，インドシナ難民（ベトナム人等）や，南米出身の外国人労働者の受入等により，近年いわゆる「ニューカマー」の外国人も増加しました。

在日韓国・朝鮮人の市民については，スポーツや文化の交流等をとおして相互理解が深まりつつありますが，歴史的経緯に対する理解不足から就職・結婚・入居等に際して差別を受けたり，通称名使用の問題，児童・生徒への嫌がらせ等，差別意識は依然として残っています。

一方，「ニューカマー」の外国人市民については，言葉や文化，生活習慣の違い等により，就職差別，入居差別，医療問題，子どもの教育問題，地域社会との交流等さまざまな課題に直面しています。

また，昨今特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こういった行為については，差別は許されないという基本的な姿勢を堅持する必要があります。

[今後の方向性]

これらの問題を解決していくためには，外国人市民も地域社会を共に構成する大切な一員であり，国籍や民族の違いを問わず，すべての人がお互いの違いを認め合う「多文化共生社会」を実現するという視点から，外国人市民の人権を尊重し，外国人市民が地域社会に参画できるまちづくりを進め，外国人に対する差別意識を解消していく必要があります。

また，人権尊重・国際理解について生涯学習を推進し，世界に開かれた市民意識を育むための教育・啓発を行っていくことが重要です。

そのため，神戸市で実施している市民講座やセミナー，講演会などの人権啓発事業の内容の工夫と充実を図り，より多くの人々が参加し考える機会となるよう検討するとともに，学校教育において，児童・生徒が異なる文化や生活習慣に対する十分な理解と認識を深め，これからの多文化共生社会を担うにふさわしい人材となるよう，人権教育の充実に努めます。

また、外国人市民が、民族的・文化的なアイデンティティを確立するためには、母国語や母国文化を保持し、または習得するための取り組みが重要です。外国人の児童・生徒が、母国文化を身につけるための取り組みが充実するよう、教育環境の整備に向けて研究していくとともに、異文化理解を含めた国際理解教育が推進できる環境づくりに努めます。

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民が、円滑に日常生活を送り、社会に参加できるよう、多言語で効果的な情報提供を行う仕組みづくりや外国語による相談窓口の充実とともに、日本語学習を支援する取り組みが重要です。

さらに、文化・習慣の違いによる誤解や摩擦をなくすため、外国人に日本の日常生活におけるルールを学んでもらう機会をつくるとともに、外国の文化の理解に向けた日本人への啓発をあわせて行っていきます。

入居における差別的取扱いについては、家主や不動産業者が誤った先入観をもたないよう意識啓発に努めるとともに、日本の生活習慣や文化に関する外国人市民の理解を深める取り組みを進めます。また、「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」における住まいに関する相談の多言語化や情報提供の充実に努めます。

また、職員が外国人市民に対して十分な理解のもとに職務を行い、適切な対応がとれるよう、幅広い分野での外国人 인권課題に関する研修を実施します。

これらの取り組みを粘り強く進め、地域を構成するさまざまな人たちが、互いに尊重しあえる地域社会の形成に向けて、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境や雰囲気づくりに努めます。

[主な施策]

- ① 多文化共生の基礎となる人権啓発の推進
- ② 児童・生徒に対する人権教育・国際理解教育の推進
- ③ 多言語による情報提供や相談窓口の充実
- ④ 日本語学習に対する支援
- ⑤ 職員研修の充実
- ⑥ 外国人市民が暮らしやすいまちづくりのための外国人コミュニティ等との連携強化

(7) 感染症患者・元患者，難病患者等

[現状と課題]

結核，エイズ，ウイルス性肝炎，ハンセン病等の感染症に対する正確な知識と理解が十分に普及していないことから，これらの感染者や患者及び元患者が，周囲の人たちの誤った知識や偏見等により，職場や医療現場で差別されたり，プライバシーを侵害されたりすることが問題となっています。

結核は神戸市でも毎年 350 人が発生しており，過去の病気ではありません。エイズは HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染したことが原因となり，身体の免疫力が低下することによって発症しますが，治療の進歩により，HIV に感染しても早期治療を行うことでエイズの発症を防げるようになりました。

HIV は日常の生活では感染する心配はありません。しかし，HIV に感染していることで，医療機関や福祉施設での受け入れを拒否される現状が課題となっています。

また偏見や差別等の人権に最大限配慮した保健所等における無料の匿名検査・相談体制を実施し早期の段階での支援に努めていますが，症状が悪化したエイズ発症としての感染症届出が受検者の 3～4 割とまだまだ多いことも課題です。

ウイルス性肝炎については，肝炎ウイルスを除去する治療を受ける事で，悪化を防げるようになってきました。

ハンセン病は，「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症ですが，感染し発病する可能性は極めて低く，発病した場合でも，治療法が確立しており完治する病気です。しかしながら，「らい予防法」の廃止まで続いた隔離政策によって，患者の人権を侵害し，偏見や差別を生み，患者やその家族が大きな苦しみを受けました。社会に残る差別や偏見，隔離されたままに高齢を迎えざるを得なかったことなど，さまざまな事情から，今なお元患者の多くが，病気が完治したにもかかわらず，ハンセン病療養所に入所されています（国立ハンセン病療養所入所者 1,718 人，平均年齢 83.9 歳（平成 27 年 5 月現在））

これら以外にも感染症全般に関して，不正確な情報から生じる過度の危機意識により，人権上の問題は常に起こりえます。最近では，平成 21 年に新型インフルエンザ(H1N1)が流行した際に，患者やその家族，学校が理由のない非難などを受けました。また，観光客の減少や宿泊のキャンセルなどで，深刻な経済的被害も発生しました。

難病は現在の医療では原因不明で治療法が確立されておらず，生活面への長期にわたる支障がある疾患であって，患者や家族の経済的負担や精神的・肉体的負担が大きく，偏見や就職・結婚等における差別も問題となっています。

[今後の方向性]

結核，エイズ，ウイルス性肝炎のような慢性感染症のみならず全ての感染症において，感染経路や予防方法などの正確な知識や理解の普及を図るための教育・啓発を推進し，感染者や患者への偏見や差別を解消することが大切です。誰もが感染症に感染することを理解し，皆で感染予防行動への意識を持ち，お互いの人権を守る社会への取り組みが必要です。

また，感染症の患者の増加を防ぐためには，感染の予防とともに早期発見，早期治療が重要であり，さらに，慢性感染症の患者については，長期に継続して必要な医療を受けられるように，生活面や職場環境を整えるなど，周囲が支援していくことも大切です。

ハンセン病患者や元患者に対しては，特に偏見や差別を解消し，療養所入所者の社会復帰を促進していくため，ハンセン病に対する正確な理解を深めるための教育・啓発に一層取り組んでいくことが求められます。平成 22 年 12 月には国連総会本会議において，「ハンセン病差別撤廃決議」が全会一致で採択されています。

また，新たな感染症の流行などに際し，感染拡大の防止の視点から，該当地域などを含む感染症の発生の状況や動向に関する情報を公表する場合は，病原体や症状の重篤性の程度，予防方法や感染防止に必要な方法，治療方法などの正確な情報も併せて公表すると共に，患者のプライバシーなどの人権に十分配慮する必要があります。報道機関等についても，患者のプライバシーなどの人権に対し，配慮が求められます。

難病患者については，社会や職場での理解を深めるための教育・啓発をおこなうことにより，サポート体制の整備を図っていくことが重要です。

さらに，広くこれらの患者等の自己決定権に関わる問題の解消のためには，いわゆるインフォームドコンセントとして十分な説明と同意に基づいた検査，診療，相談，調査等の保健・医療のサービスの提供が大切です。

[主な施策]

- ① エイズ月間（7月），世界エイズデー（12月）における啓発の推進
- ② 「知っとこホンマのこと」を活用した中学生・高校生への啓発
- ③ 神戸モデルの推進における感染症対策専任保健師の地域ネットワーク構築
- ④ 神戸市結核予防計画 2014 に基づく対策
- ⑤ 世界肝炎デー（7月 28 日）における啓発の推進
- ⑥ 難病患者・家族への支援と関係者等への啓発
- ⑦ 難病対策懇談会の開催
- ⑧ HIV 陽性者支援の保健・医療・福祉施設への啓発の推進とネットワークの強化
- ⑨ 企業・団体等の職場での啓発の推進

(8) 犯罪被害者等

[現状と課題]

犯罪被害者やその家族(以下、「犯罪被害者等」という。)は犯罪により生命を奪われる(家族を失う)、財産を奪われるといった直接的被害を受け、また、事件による精神的なショックや身体的不調に苦しめられます。

さらに、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担や周囲の人やインターネット上の無責任な言動やうわさ話、マスコミ取材や報道による精神的被害といった新たな被害(二次的被害)を受けることがあります。

こうした犯罪被害者等の権利利益保護を図るため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等に対する支援に関し、国・地方公共団体及び国民の責務が明記されました。この法律に基づいて、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が、また平成23年3月にはその2次計画が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されてきました。

また、兵庫県警の被害者支援室や公益社団法人ひょうご被害者支援センターを始め、様々な機関が連携しながら支援に取り組んでいます。

神戸市においても平成25年4月に「神戸市犯罪被害者等支援条例(以下、「支援条例」という。)」を施行し、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う「総合相談窓口」を設置するとともに、一時的な生活資金の助成や住居の提供など日常生活の支援に関する施策を設け、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の総合的な推進に取り組んでいます。

しかしながら、犯罪等の抑止のためのさまざまな努力が重ねられているにもかかわらず、依然として犯罪は後を絶たず、犯罪被害者等の多くはその権利を尊重されているとは言えません。

また、「市民福祉に関する行動・意識調査(平成26年度実施)」でも、関心のあつた人権問題として「犯罪被害者やその家族にかかわる問題」を選択した割合は16.8%となっており、関心は決して高いとは言えない状況にあります。

[今後の方向性]

犯罪被害者等の人権を守っていくためにも、市民・事業者・神戸市は犯罪被害者等の置かれている厳しい状況を理解・共有し、それぞれの立場から支援をしていくことが大切です。このため、神戸市は犯罪被害者等にとって身近な公共団体として、支援条例(第3条)に規定する基本理念にのっとりた施策を、関係機関との連携・協力により推進していきます。

支援条例の基本理念の要旨は、以下のとおりです。

- ・犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて，適切に途切れることなく行われること。
- ・犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われること。
- ・市民，事業者，市及び関係機関等が，相互に連携し，及び協力して推進すること。

[主な施策]

- ① 相談及び情報の提供等
 - ・「総合相談窓口」の設置
 - ・犯罪被害者等支援ハンドブックの活用
 - ・職員研修の実施
- ② 日常生活の支援
- ③ 広報・啓発
 - ・講演会，シンポジウム等の開催
 - ・地域活動者向け研修の実施
 - ・中学校等での「命の大切さを学ぶ授業」の実施
- ④ 民間支援団体に対する支援
- ⑤ 関係機関との連携

(9) インターネット等による人権侵害

[現状と課題]

パソコンや携帯電話，スマートフォン等の所持率が上がり，簡単にインターネットを利用できるようになりました。また，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*1などの普及により，知りたい情報がすぐに手に入る，世界中の人々とつながりを持てる，誰もが手軽に情報発信ができるなど，生活を豊かで効率的なものにしてくれています。しかし一方で，その匿名性や情報発信の容易さなどを悪用して，他人を誹謗中傷したりプライバシーに関わる情報の無断掲示や差別的な書き込み，リベンジポルノ*2などの人権侵害が発生しています。いったんネット上に掲載されると，被害は急速に拡大し，これを削除することは極めて困難です。

また，それらの利用者の低年齢化により子どもたちの間でのネットいじめや個人情報流出，青少年が出会い系サイトなどの有害サイトを通じて事件や犯罪に巻き込まれるなどの問題も多くなっています。

インターネット上での人権侵害による被害の回復を容易にするため，平成14年5月には，「プロバイダ責任制限法」が施行され，発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに，平成21年4月には，「青少年インターネット環境整備法」が施行され，青少年を有害情報から守るために，携帯電話会社等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務づけられています。

しかしながら，インターネットによる人権侵害は後を絶ちません。

[今後の方向性]

インターネットの世界においても，画面の向こうに現実の人間がいることを認識しその人権を尊重することができる人権感覚を身につけることが求められます。誰でもが，インターネットを利用することで，容易に加害者にも被害者にもなる恐れがあります。被害の拡大の速さと回復の困難さは，問題をより一層深刻にしています。

市民一人ひとりが，インターネットの利点と危険性を踏まえ，不特定多数の人が閲覧していることを常に意識して，他人を傷つける情報や間違った情報を掲載しないなど，ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進する必要があります。また，人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

青少年のインターネットの利用に伴う問題については，青少年が情報を主体的・合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けられるよう，学校において，児童生徒に対し，情報社会における正しい判断や望ましい態度と，犯罪にまきこまれないための危機回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術，健康

への意識を習得させるための情報モラル教育を充実させることが必要です。一方、周囲の大人も青少年のインターネットの利用の現状やフィルタリング機能*3を持たせることなどによる危機回避、トラブル対処に関する知識を持ち、学校、家庭、地域が連携して取り組んでいく必要があります。

また、スマートフォン等インターネットの普及など社会における情報化が進む一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化など私たちをとりまく環境が大きく変化し、周囲の人と直接会話を交わし、意思を疎通させる機会が少なくなっています。

このことは特に青少年へのコミュニケーション能力の育成を阻害するおそれがあるため、青少年がさまざまな人たちと直接ふれあうことのできる場を設け、人とのコミュニケーション能力の活性化を図るとともに、人間関係の育み方や社会生活を営む上で必要な規範を学ぶ機会を持てるようにすることが重要です。さらに、心豊かで健全な子どもを育むため、家庭と共に学校や地域などを含めた社会全体で、命の大切さや規範意識、倫理観、思いやり、助け合いの心などを共有する取り組みを推進することが重要です。

[主な施策]

- ① ルールやマナーを守った正しい利用の啓発
- ② トラブル対処の方法や相談窓口の周知
- ③ 青少年のメディアリテラシーの向上に向けた取り組み
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・ネットいじめ防止プログラム等の実施
- ④ 学校・家庭・地域の協働・連携の強化
 - ・青少年育成地域活動の充実
 - ・ふれあい懇話会
 - ・ネットパトロールの実施

(用語説明)

*1 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティーの形成を支援する会員制サービスの総称。会員は、自分のプロフィールや日記を公開したり、趣味・居住地・職業・出身校などを同じくするコミュニティーに参加したりして、電子掲示板やメッセージの送受信によるコミュニケーションを図ることができる。

*2 リベンジポルノ

「リベンジ」は復讐の意。別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像。

*3 フィルタリング機能

インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないよう制限する機能。

(10) 性的マイノリティ

[現状と課題]

性については多様なあり方があります。

自分の性別に対する違和感がなく性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人、性的指向が同性に向かう同性愛（Lesbian レズビアン：女性同性愛者，Gay ゲイ：男性同性愛者）や男女両方に向かう両性愛（Bisexual バイセクシャル：両性愛者）の人、生物学的な性「からだの性」と性に関する自己認識「こころの性」が一致せず、「からだの性」と異なる性別を生きようとする人（Transgender トランスジェンダー）やその不一致に悩む「性同一性障害」の人など、さまざまな性を生きる人がいます。最近では各頭文字をとり、LGBT という言葉で知られるようになってきました。また、SOGIE（ソージー）（S0: sexual orientation 性的指向，GI: gender identity 性自認，E: expression 性表現）という性の多様性を表す言葉もあります。

民間の調査によると同性愛，両性愛，からだの性とこころの性が一致しない人は、合わせて5～7%という結果もあり、多様な性を生きる人は元来、身近な存在であるといえます。

海外では、同性婚を認める国や地域も多くあります。諸外国の例を見ると、先天的に身体上の性別が典型的でない人（インターセクシュアル・性分化疾患）を含め、多様な性のありようについて、当事者が社会に発信できるようになったことが、多様な性への理解を推し進める要因になっています。

日本では、男女の性区分と異性愛を前提とする社会のなかで、それに該当しない人達（以下、「性的マイノリティ」と呼びます。）は、差別や偏見の対象になる事をおそれ、周囲に自分の性のあり方を知らせられなかったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんできました。性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

そこで日本においても、性同一性障がい者については、その社会生活上の苦痛や不利益を解消するため、一定の条件を満たす場合について、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別記載を変更することを認める「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」が平成16年7月に施行されました。平成20年に一部改正されましたが、まだ、性別変更の対象が限定的であるなどの問題も指摘されています。性別の移行過程にある人や性別適合手術を望まない人をどのように処遇するかという問題も残されています。

また同性パートナーについても、近年暮らしやすい環境を整えようと配偶者に準じる者として処遇しようとする民間企業や、法的効果は無いもののパートナーとしての証明書を発行する自治体が現れてきました。しかしこうした制度が整っても利用しようとする人は少数にとどまっており、社会の中の根強い偏見や差別の解消

が求められています。

[今後の方向性]

性別や性的指向に拘わらず、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重されなければなりません。

そのためには、まず性の多様性についての正しい知識と、「性的マイノリティ」の人達が生き生きと市民生活を送ることを何が困難にしているのかを知り、それを踏まえて差別や偏見をなくすための効果的な教育・啓発を行うことが必要です。

また、さまざまな状況で性が多様であることを念頭に置き、適切に対応できる仕組みを検討していきます。

[主な施策]

- ① 「性的マイノリティ」の人達が置かれている状況の把握
- ② 事務事業の検証と対応のための仕組み作りの検討
- ③ 教員、職員への研修
- ④ 多様な性のあり方を理解するための教育・啓発
講演会、リーフレット配布等
- ⑤ 企業・団体等の職場での啓発の推進
- ⑥ 相談体制の推進

(11) 社会・経済情勢の変化に伴って生じている課題

ア ホームレス

負債、失業や破産などの経済的理由、家族との不和などさまざまな理由や事情により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに路上生活などを余儀なくされているホームレスの中には、十分な食事がとれなかったり、衛生状態が悪いなど健康で文化的な生活を送ることができない人がいます（平成27年8月27日に実施した目視調査では、神戸市内の路上・公園等で暮らすホームレスは65名でした）。また、地域社会とのあつれきが生じたり、いやがらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題も発生しています。

平成14年に「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」が制定され、神戸市は「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（第1次計画：平成16年7月～平成21年3月、第2次計画：平成21年4月～平成26年3月、第3次計画：平成26年4月～平成31年3月）を策定して、自立に向けた総合的な施策を実施しています。また、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法では、ホームレスを含む生活困窮者を対象に包括的な支援を実施することになっており、神戸市においても、この法律に基づいた事業を実施しています。

ホームレスを社会全体の問題として捉え、偏見や差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進する必要があります。

イ 生活困窮者

雇用形態の変化に伴い、全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は、厚生労働省の統計によれば、35.2%（平成24年現在）、年収200万円以下の給与所得者の割合は23.4%（平成23年現在）となっており、雇用や経済基盤の不安定な者が増加しています。また、少子高齢化や家族構造の変化により、単身世帯や一人親家庭が増加し、さらに通学や家事を行っていない若年無業者であるニート*1は厚生労働省の推計値では約60万人（平成23年度）、ひきこもりは同じく約26万世帯（平成18年度）とされています。

また、生活保護受給世帯は年々増加し、特に就労可能な者を含む「その他世帯」は、平成15年度と平成25年度を比べると3倍以上に増加しています。

生活困窮者の多くは様々な課題を抱え、その課題が複雑に絡みあっているうえに、失業や人間関係の希薄化によって地域で孤立していることが大きな問題となっています。そのため、生活困窮者が経済的に自立するだけでなく、社会参加できる機会を確保する取り組みが必要となっています。

さらに、国の調査によれば、我が国の「子どもの貧困率」が16.3%（平成24年度）と先進国の中でも厳しい状況にあり、子どもたちの成育環境を整備するととも

に、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、いわゆる貧困の連鎖防止に取り組む必要があります。

生活困窮者へのセーフティネット*2としては、生活保護のほかに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法*3に基づき、生活困窮者の課題が複雑化・深刻化する前に、住居の確保やそれぞれの状況に応じた就労の機会の提供等、自立に向けた支援を実施していきます。

また、貧困の連鎖を防止する観点から、さまざまな事情により健全な育成環境を維持することが困難な生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対して学習の機会を提供し、将来的に、生計を自ら営む等自立して生活できるよう支援を実施していきます。

生活困窮者が地域で孤立することがないように、地域のさまざまな関係機関と連携し支援体制を構築していきます。

(用語説明)

*1 ニート (NEET)

Not in Education, Employment or Training の略。教育を受けておらず、雇用されておらず、職業訓練も受けていない者のことである。元々英国で名付けられたものだが、日本では、若年無業者のうち「就職したいが就職活動していない」または「就職したくない」者として用いられていることが多い。

*2 セーフティネット

本来は、事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のようにあらかじめ予想される事柄に備え、用意された制度などを言い、社会保険制度や個人が加入する生命保険、損害保険等を意味するが、文中では、病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する社会的セーフティネットを意味している。具体的には、健康保険、年金、失業保険、生活保護などの社会保障制度を指す。

*3 生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行う。平成27年4月施行。

ウ 社会から孤立したり疎外されやすい人たち

長期の無業者やひとり親世帯などは、社会から孤立したり疎外されたりする可能性が高いことが指摘されています。また、長期間社会に参加しない「ひきこもり」の状態にある人や、いわゆる「ゴミ屋敷」の問題にみられる地域社会から孤立している人への支援も必要です。

このような人たちを含め、社会・経済情勢の変化等により生じる課題を的確に認識し、具体的に対応すると共に、市民一人ひとりが、すべての人を個人として尊重し、ひいては、社会の構成員として包み、支え合う（ソーシャル・インクルージョン）社会をつくることが重要であるという視点で教育・啓発を進めていきます。

(12) さまざまな人権課題

ア 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族は、社会の偏見のために就職や住居の確保が困難になったり、ネットでの犯罪歴の書き込みが拡散し、いつまでも残っていることなどで、さまざまな差別的扱いを受けます。社会復帰には本人の強い更生意欲とともに、地域社会の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みが必要です。

高齢者や障がい者の中で社会復帰の難しい方には、更生施設、保護観察所、保護司等と連携し福祉的支援につなげていくなど、再犯にいたらないような支援をしていく必要があります。

イ 北朝鮮による日本人拉致問題

北朝鮮による日本人拉致問題について、政府が認定した17名の拉致被害者（5名は帰国済）のうち2名が神戸市出身です。また、この他にも北朝鮮により拉致された疑いの強い方々が多数おられ、拉致問題の一刻も早い解決が必要です。

神戸市としては、これまでも、より多くの市民に拉致問題に対する関心を持ってもらうため、毎年12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間などの機会を利用し、パネル展や講演会などを実施しており、今後も、国・県・警察など、関係機関とも連携しながら、啓発を進めていきます。

ウ 人身取引

人身取引とは、犯罪組織などによって暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下におかれたりして、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。我が国では平成17年に刑法等の一部が改正され、人身売買罪等が創設、整備されました。又政府の犯罪対策閣僚会議において、平成21年、26年に「人身取引対策行動計画」が策定されています。

人身取引はその被害者に対して深刻な精神的、肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難です。また、人身取引は国境を越えて行われる深刻な犯罪でもあり、国際的にも関心が高い問題です。私達一人ひとりがこの問題について関心をもち、社会全体で取組んでいくことが大切です。

エ 個人情報保護

高度情報化社会の進展に伴い、企業や行政機関等が保有する個人情報が不当に流出することにより、プライバシーなどの個人の権利利益が侵害される問題が起

きています。個人情報の取扱いにあたっては、その重要性を十分認識するとともに、個人の権利利益の保護に留意し、適正な管理を行っていかねばなりません。

オ 命の大切さ

自らの命を絶つ自殺者が平成 10 年には全国で 3 万人を超えました。国は平成 18 年に「自殺対策基本法」を制定し、神戸市では平成 23 年に「神戸いのち大切プラン」を策定して総合的な自殺対策に取り組んできました。

自殺の原因は「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」等さまざまですが、専門機関に相談することで問題が整理され解決の道筋が見えてきたり、身近に支え合う人がいることで、自尊感情を持ち、救われることもあります。神戸市では、相談機関の充実や地域連携体制の強化、自殺未遂者へのケアや、遺族の支援にも力を入れて取り組んでいます。

また、子どものいじめによる自殺という痛ましい事例が繰り返し報道されています。

神戸市では、各学校ごとに「いじめ防止の基本方針」を策定し、学校全体でいじめ防止に取り組んできました。さらに中学校区ごとに教員、児童・生徒、PTA 代表者、地域・関係機関代表者等が参加する「いじめ防止小中地域会議」を開催し、地域ぐるみでいじめ防止対策を行っています。また、ゲストティーチャーによる「命の大切さを学ぶ授業」など子供たちが命の大切さを理解する取り組みも推進してきました。

今後も引き続き学校と家庭そして地域が連携していじめ対策を推進し、人権教育の充実を図るとともに、子どもが命を大切にすることを進めてまいります。

参考資料

人権教育・啓発に関する基本計画有識者検討会委員名簿

(敬称略 50音順)

	委員	役職
1	竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
2	土屋 基規	神戸大学名誉教授
3	西片 和代	弁護士 神戸パートナーズ法律事務所
4	藤井 ひろみ	神戸市看護大学健康生活看護学領域准教授
5	松原 一郎	関西大学社会学部教授

* 役職は平成27年4月現在

参考資料

神戸市人権教育・啓発に関する基本計画有識者検討会審議経過

第1回 平成27年6月3日（水）13：30～15：30

- ・「神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」について
- ・「第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年3月）の検証
- ・人権課題の現状について

第2回 平成27年7月23日（木）13：30～15：30

- ・委員からの基調報告
弁護士の人権擁護活動について
社会福祉と権利

第3回 平成27年8月3日（月）13：00～15：00

- ・性の多様性について報告

第4回 平成27年9月17日（木）16：00～18：00

- ・委員からの基調報告
子どもの権利条約—第12条「意見表明権」の理解について
性的マイノリティ/LGBTの現状と課題を理解するために
スマホ時代の大人が知っておきたいこと

第5回 平成27年11月20日（金）13：30～15：30

- ・「第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」（案）の検討について

第6回 平成27年12月22日（火）10：00～12：00

- ・「第3次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」（案）の検討について

第7回 平成28年2月26日（金）16：00～17：30

- ・意見募集を踏まえた計画（最終案）の検討

神戸市保健福祉局総務部人権推進課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
電話 078-322-5234

神戸市広報印刷物登録 平成28年度第 号
(広報印刷物規格 A-1 類)